



○國務大臣田中六助君登壇、拍手  
〔國務大臣田中六助君登壇、拍手〕 武器輸出問題等に関する御決議に対しまして、所信を申し述べます。

政府といたしましては、ただいま採決されまして御決議の趣旨を体し、今後努力をしてまいる所存であります。(拍手)

○議長(徳永正利君) 日程第一 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長井上吉夫君。

#### 審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案にいたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長井上吉夫君。

#### 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

農林水産委員長 井上 吉夫

#### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、酪農の健全な発展を図るために、一定の乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品の製造に関する施設の造成等に必要な長期低利の資金で、他の金融機関が融通することが困難であるものについて、本年三月末までの臨時措置として農林漁業金融公庫が融資できることになつてゐるが、この措置をさらに五年間延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

本法施行のため、特に費用を要しない。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案 右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十六年三月二十六日

参議院議長 総務院議長 福田 一  
衆議院議長 福田 一

た。

について、これを不当に抑制することのないよう運用すべきである。

右決議する。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

五十五号)の一部を次のよう改定する。  
附則第二十三項中「二十年」を「二十五年」に改め

る。附則  
この法律は、公布の日から施行する。

○議長(井上吉夫君登壇、拍手)

〔井上吉夫君登壇、拍手〕  
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

その内容は、酪農及び乳業の健全な発達に資するため、乳業を営む者に対し、その乳業施設資金を農林漁業金融公庫の融資対象に加える制度が昭和三十六年に議員立法により創設され、自來三たびにわたり延長措置が講ぜられて現在に至つております。

そこで、本法律案は、衆議院農林水産委員長の提出に係るものであります。

この法律は、衆議院農林水産委員長の提出に係るものです。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の選挙の実情にかんがみ、選挙の公正を確保し、金のかからない選挙の実現に資する等のため、選挙事務所の移動の制限、任意制ボスター掲示場の拡充、後援団体等の政治活動のために使用する文書図画の掲示の制限の強化、選挙の期間中における政党その他の政治団体の政治活動の規制の適正化及び連座の強化を図るとともに、選挙人名簿の登録制度の改善等所要の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

#### 附帯決議

政府は、本法の施行にあたつては、政治活動を目的としない一般の各種団体等が行う宣伝告知等

○議長(徳永正利君) 日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する特別委員長鳩山威一郎君。

参議院議長 総務院議長 福田 一  
衆議院議長 福田 一

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十六年二月二十六日

参議院議長 総務院議長 福田 一  
衆議院議長 福田 一

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年三月二十七日

公職選挙法改正に関する特別委員長 鳩山威一郎君

参議院議長 総務院議長 福田 一  
衆議院議長 福田 一

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十六年二月二十六日

参議院議長 総務院議長 福田 一  
衆議院議長 福田 一

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年三月二十七日

公職選挙法改正に関する特別委員長 鳩山威一郎君

参議院議長 総務院議長 福田 一  
衆議院議長 福田 一

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年三月二十七日

公職選挙法改正に関する特別委員長 鳩山威一郎君

参議院議長 総務院議長 福田 一  
衆議院議長 福田 一

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年三月二十七日

公職選挙法改正に関する特別委員長 鳩山威一郎君

参議院議長 総務院議長 福田 一  
衆議院議長 福田 一

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年三月二十七日

公職選挙法改正に関する特別委員長 鳩山威一郎君

参議院議長 総務院議長 福田 一  
衆議院議長 福田 一



を公示され又は告示された選挙については、な

お従前の例による。

(文書图画の掲示に関する経過措置)

第三条 施行日前に掲示された文書图画でこの法律の施行の際現に新法第百四十三条第十五項の規定に該当するものがある場合には、当該文書

国画は、新法第百四十七条に規定する文書图画に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

施行日前に掲示されたこの法律による改正前の公職選挙法第百四十三条第十四項第一号の立札及び看板の類で後援団体に係るものになされた同条第十五項の表示については、施行日以後は、新法第百四十三条第十六項の表示でないものととする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為及び附則第二条の規定により従前の例によるととされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(漁業法の一部改正)

第五条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「第百三十二条第三項」を「第百三十二条第三項及び第四百四十四条第一号から第五号の三まで」を「第二百四十四条第一号から第五号の二まで」に改め、同項の表第一二三条第一項の項中「九月十一日から同月十五日まで」を「九月三日から同月七日まで」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第六条 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。  
第十一条の表以外の部分中「第百三十二条第三項」を「第百三十二条第三項及び第四項」に改め、同条の表第一二三条第一項の項中「九月十一日から同月十五日まで」を「九月三日から同月七日まで」に改める。

【鳩山威一郎君登壇、拍手】

○鳩山威一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における選挙の実情にかんがみ、選挙の公正を確保し、金のかからない選挙を実現するため、選挙事務所の移動回数の制限、任意制ボスター掲示場制度の拡充、後援団体等が政治活動のため使用する立て札及び看板並びに事務所等表示ボスターの掲示制限の強化、選挙期間中に政党その他の政治団体が使用する宣伝告知用自転車の台数の増加並びに機関紙拡販車及び拡声機の使用の規制、連座制の強化などの改正を行うとともに、選挙人名簿の登録制度の改善を図ることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、片岡清一衆議院議員から趣旨説明を聴取した後、政治倫理の確立、議員定数の不均衡の是正、選挙期間中の政治活動の規制のあり方、任意制ボスター掲示場制度の運用、連座制強化の方向、戸別訪問の自由化等の諸問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、次いで日本社会党を代表し小谷委員から提出された修正案についてその趣旨説明があつた後、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して片山委員から、日本共産党を代表して山中委員からそれぞれ修正案に賛成、原案に反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、小谷委員提出の修正案は賛成少数で否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、「本法の施行にあたっては、政治活動を目的としない一般の各種団体等が行う宣伝告知等について、これを不適に抑制することのないよう運用すべきである。」との附帯決議を付しております。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたしま

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

○議長(徳永正利君) 日程第三 物品税法の一部を改正する法律案

日程第四 印紙税法の一部を改正する法律案

日程第五 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第六 印紙税法の一部を改正する法律案

日程第七 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第八 印紙税法の一部を改正する法律案

日程第九 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第十 印紙税法の一部を改正する法律案

日程第十一 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第十二 印紙税法の一部を改正する法律案

日程第十三 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第十四 印紙税法の一部を改正する法律案

日程第十五 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第十六 印紙税法の一部を改正する法律案

日程第十七 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第十八 印紙税法の一部を改正する法律案

日程第十九 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第二十 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第二十一 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第二十二 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第二十三 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第二十四 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第二十五 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第二十六 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第二十七 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第二十八 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第二十九 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第三十 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

す。

○議長(徳永正利君) 本日委員長から報告書が提出されました。

○議長(徳永正利君) 所得税法の一部を改正する法律案

○議長(徳永正利君) 法人税法の一部を改正する法律案

○議長(徳永正利君) 種税特別措置法の一部を改正する法律案

○議長(徳永正利君) 国税暫定措置法の一部を改正する法律案

○議長(徳永正利君) 特例に関する法律案(衆議院提出)

○議長(徳永正利君) 収支計画法の一部を改正する法律案

○議長(徳永正利君) 附帯決議

一、費用

本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十六年度約七百七十億円である。

五、別紙の附帯決議を行つた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

三、税制改正の目的

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

四、税制改正の内容

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

五、税制改正の効果

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

六、税制改正の問題点

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

七、税制改正の実施時期

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

八、税制改正の予算影響

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

九、税制改正の効率化

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

十、税制改正の透明性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

十一、税制改正の公平性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

十二、税制改正の簡便性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

十三、税制改正の効率化

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

十四、税制改正の公平性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

十五、税制改正の簡便性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

十六、税制改正の効率化

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

十七、税制改正の公平性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

十八、税制改正の簡便性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

十九、税制改正の効率化

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

二十、税制改正の公平性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

二十一、税制改正の簡便性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

二十二、税制改正の効率化

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

二十三、税制改正の公平性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

二十四、税制改正の簡便性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

二十五、税制改正の効率化

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

二十六、税制改正の公平性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

二十七、税制改正の簡便性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

二十八、税制改正の効率化

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

二十九、税制改正の公平性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

三十、税制改正の簡便性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

三十一、税制改正の効率化

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

三十二、税制改正の公平性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

三十三、税制改正の簡便性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

三十四、税制改正の効率化

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

三十五、税制改正の公平性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

三十六、税制改正の簡便性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

三十七、税制改正の効率化

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

三十八、税制改正の公平性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

三十九、税制改正の簡便性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

四十、税制改正の効率化

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

四十一、税制改正の公平性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

四十二、税制改正の簡便性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

四十三、税制改正の効率化

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

四十四、税制改正の公平性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行おうとするものである。

四十五、税制改正の簡便性

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、乗用兼用

## 物品税法の一部を改正する法律案

## 物品税法の一部を改正する法律

物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。  
別表第六号中「敷物類」の下に「(第九号5に掲げるものを除く。)」を加える。  
別表第七号の品目欄及び税率欄を次のように改める。

## 1 普通乗用自動車、キャンピングカー及びキャンピングトレーラー

(2、4、7及び9に掲げるものを除く。)

2 小型普通乗用四輪自動車(四輪駆動式のもので、長さが三二〇センチメートルを超えて幅が一四〇センチメートルを超えて又は気筒容積が五五〇立方センチメートルを超えて幅が一四〇センチメートル以下のもの及び電気を動力源とし、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下のもの並びにその他のものうち、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下で気筒容積が二、〇〇〇立方センチメートル以下のものをいい、4に掲げるものを除く。)、小型キャンピングカー(四輪駆動式のもの及び電気を動力源とし、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下のもの並びにその他のものうち、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下のものをいい。)

## 3 自動車用の冷房装置並びにその圧縮機、蒸発器及び凝縮器

一七・五%  
一〇%  
一五%

## 4 軽普通乗用四輪自動車(四輪駆動式のものうち、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が三二〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下で気筒容積が二、〇〇〇立方センチメートル以下のものをいい。)及び小型キャンピングトレーラー(長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下のものをいいう。)

## 5 雪上スクーター

一七・五%  
一〇%  
一五%

6 大型乗用三輪自動車(電気を動力源とし、長さが三二〇センチメートルを超えて又は幅が一四〇センチメートルを超えるもの及びその他ので、長さが三二〇センチメートルを超えて幅が一四〇センチメートルを超えて又は気筒容積が五五〇立方センチメートルを超えるものをいいう。)及び大型二輪自動車(電気を動力源とし、長さが一五〇センチメートルを超えて幅が一三〇センチメートルを超えるもの及びその他ので、長さが二五〇センチメートルを超えて幅が二五〇立

方センチメートルを超えるものをいいう。)  
8 軽乗用兼用貨物自動車(電気を動力源とし、長さが三一〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下のもの及びその他のもののうち、長さが三一〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものをいい。)及び小型二輪自動車(電気を動力源とし、長さが二五〇センチメートル以下、幅が一三〇センチメートル以下のもの及びその他のもののうち、長さが二五〇センチメートル以下、幅が一三〇センチメートル以下で気筒容積が一五〇立方センチメートル以下のものをいいう。)

9 小型乗用三輪自動車(電気を動力源とし、長さが三一〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下のもの及びその他のもののうち、長さが三一〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものをいい。)及び小型二輪自動車(電気を動力源とし、長さが二五〇センチメートル以下、幅が一三〇センチメートル以下、幅が一三〇センチメートル以下で気筒容積が一五〇立方センチメートル以下のものをいいう。)

別表第九号中「及び電気掛布」を「電気掛布及び電気敷物」に改め、「湯沸かし器」の下に「(10に掲げるものを除く。)」を、「冷水器」の下に「(11に掲げるものを除く。)」を加え、「及び電気脱水機並びに」を「電気脱水機、衣類乾燥機及び」に、「9 扇風機及び冷風扇

一〇%  
五%

## 10 扇風機及び冷風扇

一五%

11 温水暖房機並びにガス温水ボイラーアンド液体燃料温水ボイラーレ

一五%  
一五%

12 冷房機  
冷房用又は暖房用の放熱器

一五%  
一五%

別表第一〇号の品目欄及び税率欄を次のように改める。

## 1 大型テレビジョン受像機(映像面の最大径が六九センチメートルを超えるブラウン管を使用したものをいいう。)及びそのブラウン管

に改める。

2 大型テレビジョン映像投写機(結像時の映像面の最大径が六九センチメートルを超えるものをいいう。)及びブラウン管

の大型スクリーン(投写面の最大径が六九センチメートルを超えるものをいいう。)

3 小型テレビジョン受像機(映像面の最大径が六九センチメートル以下の中ラウンド管を使用したものをいいう。)及びそのラウンド管

の大型スクリーン(投写面の最大径が六九センチメートルを超えるものをいいう。)

4 小型テレビジョン映像投写機(結像時の映像面の最大径が六九センチメートル以下のものをいいう。)及びテレビジョン映像投写機の小型スクリーン(投写面の最大径が六九センチメートル以下のものをいいう。)

一〇%  
一五%

5	磁気映像プレーヤー及び磁気映像録画機	一五%
6	テレビジョン撮像機並びにそのレンズ及び撮像管	一五%
7	著音機(アンサンブル式の著音機用レコード演奏装置を含む。)並びに著音機用レコード選択機	一五%
8	著音機(アンサンブル式の著音機用レコード演奏装置を含む。)並びに著音機用レコード選択機	一五%
9	ニット及びレコード選択機	一五%
10	ステレオ式の磁気音声再生機(アンサンブル式の磁気音声再生機用レコード演奏装置を含む。)及び磁気音声再生機	一五%
11	ステレオ式のラジオ受信機及び拡声用増幅器(他の拡声用増幅器に接続してその入力を増幅するための増幅器を含む。15において同じ。)で、幅又は高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに収容されたもの以外のもの	一五%
12	複合型スピーカーシステム	一五%
13	著音機用又は磁気音声再生機用のレコード	一五%
14	ラジオ受信機(10及び15に掲げるものを除く。)	一五%
15	磁気音声再生機及び磁気音声再生機用レコードのプレーヤー(9に掲げるものを除く。)	一五%
16	マイクロホン、ラジオ受信機(マイクロホンミキサーを有するもの又は幅若しくは高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに収容されたもので、その出力が二五ワット以上のものに限る。)、拡声用増幅器(10に掲げるものを除く。)及びスピーカーシステム(11に掲げるものを除く。)	一五%

## 官報号外

## 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年五月一日から施行する。

(一般的経過措置)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

(暫定的非課税)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から昭和五十六年九月三十日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次に掲げる物品については、物品税を課さない。

- 一 改正後の物品税法別表(以下「新別表」という。)第二種第七号5に掲げる物品
- 二 新別表第二種第七号8に掲げる物品
- 三 新別表第二種第九号5に掲げる物品のうち、電気敷物
- 四 新別表第二種第九号7に掲げる物品のうち、衣類乾燥機

物 品 名	期 間	税 率
1 新別表第二種第七号3に掲げる物品	施行日から昭和五六年九月	一五%
2 前条第一号に掲げる物品	昭和五六年一〇月一日から	五%
3 前条第三号から第六号までに掲げる物品	昭和五七年九月三〇日から	五%
4 前条第七号に掲げる物品のうち、新別表第二種第一〇号4に掲げる物品に該当するもの	昭和五七年九月三〇日から	五%
5 前条第八号に掲げる物品	昭和五八年一〇月一日から	一〇%
6 附則第七条第一項第二号ロの物品のうち、新別表第二種第九号4、6及び7に掲げる物品に該当するもの	昭和五八年九月三〇日まで	一〇%
7 附則第七条第一項第二号ハの物品のうち、新別表第二種第一〇号3に掲げる物品に該当するもの	昭和五八年九月三〇日まで	一〇%
8 前条第七号に掲げる物品のうち、新別表第二種第一〇号2に掲げる物品に該当するもの	昭和五六年一〇月一日から	一〇%
9 新別表第二種第一〇号1及び2に掲げる物品に該当するもの	昭和五七年九月三〇日まで	一〇%
10 附則第七条第一項第二号ハの物品のうち、新別表第二種第一〇号1に掲げる物品に該当するもの	昭和五八年九月三〇日まで	一五%

(軽減税率適用物品の免税移出等に係る経過措置)

第五条 前条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので、物品税法第十七条第三項(同法第十九条第三項、第二十二条第三項及

五 新別表第二種第九号10に掲げる物品のうち、改正前の物品税法別表(以下「旧別表」という。)第二種第九号6に掲げる物品(改正前の物品税法(以下「旧法」という。)において課税物品に該当することとされていたものに限る。)に該当しないもの

六 新別表第二種第九号11及び12に掲げる物品

七 新別表第二種第一〇号2及び4に掲げる物品のうち、旧別表第二種第一〇号1及び2に掲げる物品(旧法において課税物品に該当したこととされていたものに限る。)に該当しないもの

八 新別表第二種第一〇号5から7までに掲げる物品

び第二十六条第三項において準用する場合を含む。)又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十  
六号)第八十八条の二第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限がその移出に  
係る日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に到来するものに限る。)について、当該期限までに  
これらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、当  
該期限の日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとした場合に適用される税率とす  
る。

前条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて同条の表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地帯から引き取られるものについて、その移出又は引取りに係る日の属する当該期間の終了の日翌日以後に次の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれその該当することとなつた日に当該物品をその製造に係る製造場から移出し、又は保税地帯から引き取ったものとした場合に適用される税率とする。

物品税法第十八条第一項	免 除 の 規 定	追 徵 の 規 定
物品税法第二十三条第一項	同法第十八条规定項	同法第十八条规定項
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十二条第一項	同法第二十三条第三項	同法第二十三条第三項
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十三条第一項	同法第十二条第四項	同法第十二条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)第九条第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第八十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位)に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援  
助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する  
協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に  
関する法律第八条（日本国における国際連合  
の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得  
税法等の臨時特例に関する法律第四条において  
準用する場合を含む。）

3 前二項の規定は、次に掲げる物品で、施行日以前にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものについて準用する。この場合において、第一項中「その移出」を係る日の属する当該期間の終了の日の翌日」とあるのは、第一号に掲げる物品については「前条の表の期間欄に掲げる当該物品に係る期間の終了の日の翌日」と、第二号に掲げる物品については「施行日」と、それぞれ読み替えるものとする。

一 前条の表の物品名欄<sub>1</sub>に掲げる物品

二 新別表第二種第七号<sub>2</sub>及び<sub>7</sub>に掲げる物品（輸出免税を受けた軽減税率適用物品等の用途外使用に係る経過措置）

第六条 附則第四条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の各号に掲げるもので同表の期間欄に掲げる期間内に購入され、又は引き取られたものについて、その購入され又は引き取られた日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に当該各号に定める法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率

は、それそれその該並用することとなつた日に当該物品をその製造に係る製造場から移出し、又は保税地域から引き取つたものとした場合に適用される税率とする。

一 物品税法第二十条第六項に規定する輸出物品販売場において同条第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第三項本文又は第五項本文

二 物品税法第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第二十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて購入され、又は引き取られた課税物品 同法第二十二条第六項本文（同法第二十三条第四項及び第二十四条第四項において準用する場合を含む。）

三 税率特別措置法第八十八条の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第五項において準用する物品税法第二十条第三項本文又は第五項本文

前項の規定は、前条第三項各号に掲げる物品

で、施行日前に購入され、又は引き取られたものについて準用する。この場合において、前項中「その購入され又は引き取られた日の属する当該期間の終了日の翌日」とあるのは、同条第三項第一号に掲げる物品については「附則第四条の表の期間欄に掲げる当該物品に係る期間の終了日の翌日」と、同項第二号に掲げる物品については「施行日」と、それぞれ読み替えるものとする。

第七条 昭和五十六年十月一日において、同日前

一 附則第三条各号に掲げる物品のうち、課税品は、物品税法第三十五条第二項前段の規定によつて、同日から起算して一月以内に、当該製造に係る物品名、その製造場の位置その他の政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

二 物品に該当するもの  
次に掲げる物品のうち、昭和五十六年十月  
一日前においては、物品税法第九条の規定に  
より物品税を課さないこととされているもの  
で、同日以後同条の規定に該当しないことと  
なるもの

イ 新別表第二種第七号<sup>9</sup>に掲げる物品

ロ 新別表第二種第九号<sup>1</sup>、2及び4に掲げ  
る物品、同号6に掲げる物品のうち湯沸か  
し器並びに同号7に掲げる物品のうち電気  
洗たく機

ハ 新別表第二種第一〇号1に掲げる物品の

物 品 名	期 日	數 量	稅 率
新別表第一種第七号2に掲げる物品	施行日	一一〇個	一・五%
新別表第二種第七号3に掲げる物品	昭和五六六年一〇月一日	一〇〇個	一・五%

昭和五十六年三月二十一日 參議院會議錄第十号

## 物品税法の一部を改正する法律案外七件

附則第三条第一号に掲げる物品

---

昭和五六年一〇月一日

一八二

## 附則第三条第五号に掲げる物品

	昭和五六年一〇月一日	100個	5%
新別表第二種第九号12に掲げる物品	昭和五七年一〇月一日	100個	5%
前条第一項第二号ハに規定する大型テレビジョン受像機	昭和五八年一〇月一日	100個	5%
附則第三条第七号に掲げる物品のうち、新別表第二種第一〇号2に掲げる物品に該当するもの	昭和五九年一〇月一日	100個	5%
前条第一項第二号ハに規定する小型テレビジョン受像機	昭和五八年一〇月一日	100個	5%
附則第三条第七号に掲げる物品のうち、新別表第二種第一〇号4に掲げる物品に該当するもの	昭和五九年一〇月一日	100個	5%
新別表第二種第一〇号5に掲げる物品	昭和五六年一〇月一日	100個	5%
新別表第二種第一〇号6に掲げる物品	昭和五七年一〇月一日	100個	5%
新別表第二種第一〇号7に掲げる物品	昭和五八年一〇月一日	100個	5%
新別表第二種第一〇号8に掲げる物品	昭和五九年一〇月一日	100個	5%
新別表第二種第一〇号9に掲げる物品	昭和五六年一〇月一日	100個	5%
新別表第二種第一〇号10に掲げる物品	昭和五七年一〇月一日	100個	5%
新別表第二種第一〇号11に掲げる物品	昭和五八年一〇月一日	100個	5%
新別表第二種第一〇号12に掲げる物品	昭和五九年一〇月一日	100個	5%

新別表第二種第一〇号7に掲げる物品	昭和五六年一〇月一日	100個	5%
前条第一項第二号ハに規定するマイクロホン	昭和五六年一〇月一日	二、五〇〇個	5%
	昭和五八年一〇月一日	二〇〇個	5%
	昭和五九年一〇月一日	二〇〇個	5%
	昭和五六年一〇月一日	一〇〇個	5%
	昭和五七年一〇月一日	一〇〇個	5%
	昭和五八年一〇月一日	一〇〇個	5%
	昭和五九年一〇月一日	一〇〇個	5%

## 2

前項の規定による物品税額については、税務署長は、同項の表の期日欄に掲げる日の区分に応じ、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品に係る物品税額を合算し、当該合算した額の物品税を、それぞれ同表の期日欄に掲げる日の属する月の翌月の一日から起算して五ヶ月内の各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該物品の品名並びに当該品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該物品が同項の規定により製造場から移出されたものとみなされた日から起算して二月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第一項の表の物品名欄に掲げる物品で同項の規定による物品税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場に戻し入れられた場合(物品税法第二十八條第三項の廃棄がされた場合を含む)において、当該物品の製造者(第一項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう)が、政令で定めることにより、当該物品が当該物品税を徴収された、又は徴収されるべきものであることを確認したときは、当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額に相当する金

額は、同条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

第一項に規定する者が、政令で定めるところにより、その所持する物品が輸出する目的その他政令で定める目的に充てるべきものであることにつき当該物品の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長の確認を受けた場合には、当該確認に係る物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、当該物品の貯蔵場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

(罰則に係る経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によるととされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によること。

印紙税法の一部を改正する法律案  
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年三月三十日

参議院議長 德永 正利殿  
大蔵委員長 中村 太郎

要領書  
一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、印紙税に係る定額税率及び階級定額税率を二倍に引き上げるとともに、階級定額税率の最高価格帯の改定を行うほか、過怠税の最低額を引き上げる等所要の規定の整備を図らうとするものであつて、わむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法律施行に伴う租税の增收見込額は、昭和五十六年度約三千六百九十九億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について配意すべきである。  
一、物品税制について、最近における国民消費生活の実態、産業界の技術革新の進展等を踏まえ、課税範囲及び税率面での均衡等に配慮し、その課税についてさらに検討すること。  
二、印紙税制について、今後における経済取引規模等に適合した税負担のあり方について検討するとともに、免税点の引上げについても十分配意すること。

個人の金融資産選択の場としての株式市場の重要性にかんがみ、その健全な育成に努めるとともに、最近における株式売買の実情等に配意し、一般投資家の保護に万全を期すること。  
右決議する。

印紙税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十六年三月二十日

衆議院議長 福田

一

参議院議長 德永 正利殿

5 前項に規定する過怠税の合計額が、第二項の規定の適用を受けた過怠税のみに係る合計額であるときは、当該過怠税の合計額については、前項の規定の適用はないものとする。

第二十条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 前項に規定する過怠税の合計額が、第二項の規定の適用を受けた過怠税のみに係る合計額であるときは、当該過怠税の合計額については、前項の規定の適用はないものとする。

第二十条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する課税文書の作成者から当該課税文書に係る印紙税の納税地の所轄税務署長に

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「預貯金通帳」を「預貯金通帳等」に改め、同条第一項中「別表第一第二十三号」の下に「及び第二十四号」を加え、「政令で定める預貯金通帳」を「政令で定める通帳(以下この条において「預貯金通帳等」という。)」に、「当該預貯金通帳」を「当該預貯金通帳等」と改め、同条第三項中「預貯金通帳」を「預貯金通帳等」に改め、同条第四項中「当該預貯金通帳」を「当該預貯金通帳等」に、「に係る預貯金と同一の種類の預貯金の」を「の種類ごとの当該預貯金通帳等に係る」に改め、同条第五項第一号中「預貯金通帳の種類」との前項に規定する預貯金の「を預貯金通帳等の課税文書の号別及び当該預貯金通帳等の種類並びに当該種類ごとの前項に規定する政令で定めるところにより計算した当該預貯金通帳等に係る」、「預貯金通帳の数量」を「当該預貯金通帳等の数量」に、「の合計数量」を「を当該号別に合計した数量」に改め、同項第二号中「印紙税額」の下に「及び当該印紙税額の合計額」を加え、同条第七項中「預貯金通帳」を「預貯金通帳等」に、「当該預貯金通帳」を「当該預貯金通帳等」に改める。

第二十一条に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 前項に規定する過怠税の合計額が、第二項の

規定の適用を受けた過怠税のみに係る合計額で

あるときは、当該過怠税の合計額については、

前項の規定の適用はないものとする。

第二十条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する課税文書の作成者から当該課

対し、政令で定めるところにより、当該課税文書について印紙税を納付していない旨の申出があり、かつ、その申出が印紙税についての調査があつたことにより当該申出に係る課税文書について国税通則法第三十二条第一項(賦課決定)の規定による前項の過怠税についての決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該課税文書に係る同項の過怠税の額は、

同項の規定にかかるらず、当該納付しなかつた印紙税の額と当該印紙税の額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

第二十七条中「課する」を「科する」に改める。

別表第一課税物件表の適用に関する通則4中

「当該文書により証されるべき事項に係る金額」の

下に「(以下この4において「契約金額等」とい

う。)」を加え、「記載金額」を「この4において

「記載金額」に改め、ニを次のように改める。

ニ 次の(1)から四までの規定に該当する文書

の記載金額については、それぞれ「から四

までに定めるところによる。

(1) 当該文書に記載されている単価及び数

量、記号その他によりその契約金額等の

計算をすることができるときは、その計

算により算出した金額を当該文書の記載

金額とする。

(2) 第一号又は第二号に掲げる文書に当該

文書に係る契約についての契約金額又は

単価、数量、記号その他の記載のある見

積書、注文書その他これらに類する文書

(この表に掲げる文書を除く。)の名称、

発行の日、記号、番号その他の記載があ

ることにより、当事者間において当該契

約についての契約金額が明らかであると

き又は当該契約についての契約金額の計

算をることができるときは、当該明

かである契約金額又は当該計算により算

出した契約金額を当該第一号又は第二号

に掲げる文書の記載金額とする。

(3) 第四号に掲げる文書について、その名

称、番号、規格その他により、当該文書

の券面金額に相当する当該文書と引換え

に給付される物品の価額を明らかにする

ことができるときは、当該明らかにする

ことができる金額を当該文書の記載金額

とする。

四 第二十二号に掲げる文書のうち売上代

金として受け取る有価証券の受取書に當

該有価証券の発行者の名称、発行の日、

記号、番号その他他の記載があること、又

は同号に掲げる文書のうち売上代金とし

て受け取る金額若しくは有価証券の受取

書に当該売上代金に係る受取金額の記載

のある支払通知書、請求書その他これら

に類する文書の名称、発行の日、記号、

番号その他の記載があることにより、當

事者間において当該売上代金に係る受取

金額が明らかであるときは、当該明らか

である受取金額を当該受取書の記載金額

とする。

別表第一第一号及び第二号の課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に、「二百円」を「四百円」に、「五百円」を「千円」に、「千円」を「二千円」に、「五千円」を「一万円」に、「一万円」を「二万円」に、「三万円」を「六万円」に、「五万円」を「十万円」に、「五万円」を「二十万円」を「四十万円」に、「五十万円」を超えるもの

六十万円」に改める。

別表第一第三号の課税標準及び税率欄中「百円」

を「二百円」に、「二百円」を「四百円」に、「三百円」

を「六百円」に、「五百円」を「千円」に、「千円」を

「二千円」に、「二千円」を「四千円」に、「三千円」を

「六千円」に、「五千円」を「一万円」に、「一万円」を

「三万円」に改める。

別表第一第三号の課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に、「二百円」を「四百円」に、「三百円」を「六百円」に、「五百円」を「千円」に、「千円」を「二千円」に、「二千円」を「四千円」に、「三千円」を「六千円」に、「五千円」を「一万円」に、「一万円」を「三万円」に改める。

別表第一第三号の課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に、「二百円」を「四百円」に、「三百円」を「六百円」に、「五百円」を「千円」に、「千円」を「二千円」に、「二千円」を「四千円」に、「三千円」を「六千円」に、「五千円」を「一万円」に、「一万円」を「三万円」に改める。

別表第一第三号の課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に、「二百円」を「四百円」に、「三百円」を「六百円」に、「五百円」を「千円」に、「千円」を「二千円」に、「二千円」を「四千円」に、「三千円」を「六千円」に、「五千円」を「一万円」に、「一万円」を「三万円」に改める。

別表第一第三号の課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に、「二百円」を「四百円」に、「三百円」を「六百円」に、「五百円」を「千円」に、「千円」を「二千円」に、「二千円」を「四千円」に、「三千円」を「六千円」に、「五千円」を「一万円」に、「一万円」を「三万円」に改める。

別表第一第三号の課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に、「二百円」を「四百円」に、「三百円」を「六百円」に、「五百円」を「千円」に、「千円」を「二千円」に、「二千円」を「四千円」に、「三千円」を「六千円」に、「五千円」を「一万円」に、「一万円」を「三万円」に改める。

別表第一第三号の課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に、「二百円」を「四百

「六万円」に、「四万円」を「十万円」に、「五億円を超えるもの」、「五万円」を「五億円を超えて十億円以下るもの」、「十五万円」を「十億円を超えるもの」のもの、「二十万円」に改める。

別表第一第四号の課税標準及び税率欄中「あわせて」を「合わせて」に改め、「一つづりとしているもの」の下に「課税物件表の適用に関する通則4」の規定により券面金額の記載があることとされる物品切手のうち、当該物品切手と引換えに給付される物品の品名及び数量が特定されており、かつ、当該券面金額が六百円未満のもののみを合せて一冊又は「つづり」としているものを除く。」を加え、「百円」を「一百円」に、「三十円」を「六十円」に改める。

別表第一第五号の課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に、「五百円」を「一千円」に、「一千円」を「二千円」に、「五千円」を「五千万円を超えるもの」、「五千円」を「五千万円を超えるもの」、「一万円」を「一億円」に超えるもの、「一万円」に改める。

別表第一第六号及び第七号の課税標準及び税率欄中「二万円」を「四万円」に改める。

別表第一第八号の課税標準及び税率欄中「二千円」を「四千円」に改める。

別表第一第九号から第二十一号までの課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に改める。

別表第一第二十二号の課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に、「二百円」を「四百円」に、「三百円」を「六百円」に、「五百円」を「千円」に、「千円」を「一千円」に、「一千円」を「四千円」に、「三千円」を「六千円」に、「五千円」を「一万円」に、「一万円」を「二万円」に、「二万円」を「四万円」に、「三万円」を「六万円」に、「四万円」を「十万円」に、「五億円を超えるもの」、「五万円」を「五億円を超えるもの」、「十五万円」を「十億円を超えるもの」のもの、「二十万円」に改める。

別表第一第二十三号の課税標準及び税率欄中

「百円」を「二百円」に改める。

別表第一第二十四号の課税標準及び税率欄中「二百円」を「四百円」に改める。

別表第一第一十五号の課税標準及び税率欄中「一千円」を「四千円」に改める。

別表第三中母子福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に定める資金の貸付けに関する文書の項の次に次のように加える。

自動車事故対策セントラル法（昭和四十八年第三十一条第六項第三号及び第四号（業務）に規定する資金の貸付けに

関する文書の貸付けに

「百円」を「二百円」に改める。

別表第三中母子福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に定める資金の貸付けに関する文書の項の次に次のように加える。

自動車事故対策セントラル法（昭和四十八年第三十一条第六項第三号及び第四号（業務）に規定する資金の貸付けに

「百円」を「二百円」に改める。

第四条 指定日前に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税の徴収については、指定日以後においては、新法第二十条の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「千円」とあるのは、「五百円」とする。

別表第一第一十五号の課税標準及び税率欄中「一千円」を「四千円」に改める。

昭和五十六年三月三十日

大蔵委員長 中村 太郎

参議院議長 德永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における厳しい財政事情にかえりみ、今次の税制改正の一環として、有価証券取引税の税率を引き上げるほか、証券会社の特別徴収等に係る有価証券取引税以外の有価証券取引税の納付方法を改める等所要の規定の整備を図らうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十六年度約五百九十九億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について配慮すべきである。

一、物品税制について、最近における国民消費生活の実態、産業界の技術革新の進展等を踏まえ、課税範囲及び税率面での権衡等に配慮しその課税についてさらに検討すること。

一、印紙税制について、今後における経済取引規模等に適合した税負担のあり方について検討するとともに、免稅点の引上げについても十分配慮すること。

一、個人の金融資産選択の場としての株式市場の重要性にかんがみ、その健全な育成に努めるとともに、最近における株式売買の実情等に配慮し、一般投資家の保護に万全を期すること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて要領書を添えて報告する。

有価証券取引税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて要領書を添えて報告する。





による。

表第七は、昭和五六年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

新法第百九十四条第一項及び第百九十五条第一項(給与所得者の扶養控除等申告書等)の規定

は、施行日以後に提出する新法第百九十四条第一項(給与所得者の扶養控除等申告書等)の規定

は、施行日以後に提出する新法第百九十四条第一項(給与所得者の扶養控除等申告書等)の規定

は、施行日以後に提出する新法第百九十五条第一項及び第百九十五条第一項(給与についての扶養控除等申告書について適用

する)。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第五条 施行日前に昭和五六年分の所得税につき旧法第百二十七条(年の中途で出国をする場合の確定申告)(旧法第百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合は、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第百五十九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第一百六十八条(非居住者に対する準用)において準

用する場合を含む)の規定による還付金について

て国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項(充當)の規定による充當をする日(同日前にその充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(償還金等の支払調査に関する経過措置)

第六条 新法第二百二十五条第一項第七号及び第八号(支払調査)の規定は、昭和五十九年一月一日以後に発行される新法第二百二十四条第四項

(利子、配当、償還金等の受領者の告知)に規定にあつては、その買入れの対価について適用する。

(所得税法の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 所得税法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附帯決議

政府は、次の事項について、所要の措置を講ずべきである。

一、所得税制については、今後における社会経済情勢等を踏まえ、課税最低限、税率構造等を含め、その基本的あり方について検討すること。

一、災害難損控除制度については、その災害の実情等を勘案し、円滑な適用に十分配慮すること。

一、法人税の基本的な仕組みについては、法人税制の国際的動向を注視しつつ、今後とも引き続き検討を進めること。

一、貸倒引当金、退職給与引当金等各種引当金の繰入率等については、その実情に即し、引き続き見直しを行うこと。

一、準備金、特別償却等各種の特別措置については、その政策目的、政策効果、利用状況等を勘案し、その整理合理化に努めること。

一、税務署の公平の実現の推進を図るとともに、税務執行面における負担の公平確保については特段の努力を払うこと。

一、変動する納稅環境のもとにおいて、複雑かつ高度の専門的知識を要する國稅職員について、財政再建の緊急性、税務執行面における負担公

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、今次の税制改正の一環として、

最近における厳しい財政事情にかえりみ、法人税の税率を引き上げるほか、中小企業の現状にかかるがみ輕減税率の適用範囲の拡大を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法律施行に伴う租税の增收見込額は、昭和五十六年度約五千五百五十億円である。

参議院議長 稲田 正利殿

衆議院議長 福田 一

んがみ、今後ともその待遇の改善、定員の増加に特段の配慮をすること。

右決議する。

法人税法の一部を改正する法律案

右の内閣提案案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十六年三月二十六日

参議院議長 稲田 正利殿

衆議院議長 福田 一

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「国庫補助金等の交付に代わるべきものとして固定資産の交付を受けた」を

「次に掲げる固定資産を取得した」に改め、同項に次の方号を加える。

一、国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける固定資産

二、前号に掲げる固定資産に準ずるものとして政令で定める固定資産

三、第六十六条第一項中「百分の四十」を「百分の四十二」に改め、同条第二項中「七百万円」を「八百万円」、「百分の二十八」を「百分の三十一」に改め、同条第三項中「百分の二十三」を「百分の二十五」に改め、同条第四項中「七百万円」を「八百万円」に改める。

第九十九条第一項中「百分の三十五」を「百分の三十七」に改め、同条第二項中「百分の二十一」を「百分の二十三」に改める。

第一百一条第一項第三号中「百分の四十一」を「百分の四十二」に、「百分の二十三」を「百分の二十五」に改める。

第一百一条第一項第三号中「百分の三十五」を「百分の三十七」に改め、同条第二項中「百分の二十一」を「百分の二十三」に改める。

三百七十九条第一項中「百分の三十五」を「百分の三十七」に改め、同条第二項中「百分の二十一」を

審査報告書  
法人税法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年三月三十一日

参議院議長 德永 正利殿  
太政大臣 中村 太郎

平の確保並びに職員の年齢構成の特殊性等にか



製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に掲げる減価償却資産（以下この条において「省エネルギー設備等」という。）を取得し、又は省エネルギー設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に所得税法の施行地にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合及び第三号に掲げる減価償却資産を電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十号）第二条第五項に規定する電気事業の用に供した場合を除くものとし、第四号に掲げる機械及び装置にあっては、同号に掲げる個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該省エネルギー設備等（次条から第十三条の二まで又は第十五条から第十六条の二までの規定で又は第十五条规定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該省エネルギー設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第二号に掲げる減価償却資産の額とその他の減価償却資産に類するものとして政令で定めるものとし、前項に規定する機械及び装置のうち前三号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるものとし、前項の規定により当該省エネルギー設備等の事業所得の金額がその合計額に満たない場合には、当該省エネルギー設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該省エネルギー設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該省エネルギー設備等の償却費として計算した金額とする。ただし、当該省エネルギー設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 燃料の燃焼の合理化、廃エネルギーの回収利用、エネルギーの損失の防止等によりエネルギー資源の消費の節減に直接資する機械その他の減価償却資産のうちその設置をするこ

とが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人 当該機械その他の減価償却資産

二 製造機能の向上、製造工程の連続化その他製造方法又は加工方法の改良に資する機械その他の設備でエネルギー資源の効率的利用に著しく寄与するもののうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人 当該機械その他の設備

三 石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他のこれに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち、その設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人 当該機械その他の減価償却資産

四 第十二条の二第一項に規定する中小企業者に該当する個人 同項に規定する機械及び装備等について同項の規定により当該省エネルギー設備等のうち前三号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるものとし、前項の規定により当該省エネルギー設備等の事業所得の金額がその合計額に満たない場合には、当該省エネルギー設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額がその合計額に満たない場合には、当該省エネルギー設備等の償却費として計算した金額とする。

5 青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（そこの年ににおいてその事業の用に供した省エネルギー設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）として計算した金額とする。ただし、当該省エネルギー設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

6 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、省エネルギー設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限りるものとする。

7 第三項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受けた金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限りるものとする。

8 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受けた金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限りるものとする。

9 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の二第三項及び第四項（省エネルギー設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第二章第二節第一款の二の款名を削る。

10 第十一条第三項中「これらの書類に」を削り、「添附」を「添付」に改める。

11 第十二条第一項の表の第一号中「工業導入地区のうち政令で定める地区」の下に「特定不況地域





書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた個人が同項の交換分合により取得した土地等（以下次項までにおいて「交換取得資産」という。）につきその取得した日以後譲渡（譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含む。）、相続、遺贈又は贈与があつた場合において、当該交換取得資産に係る事業所得の金額（譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するときは、当該交換分合により譲渡した土地等（以下この項において「交換譲渡資産」という。）の取得の時期を当該交換取得資産の取得の時期とし、次に掲げる金額の合計額をその取得価額とする。）

一 交換譲渡資産の取得価額等（当該交換譲渡資産の譲渡に要した費用がある場合には当該費用の額を加算した金額とし、交換取得資產

とともに第一項に規定する清算金を取得した場合には当該取得価額等及び譲渡に要した費

用の額のうち当該清算金の額に對応する部分

以外の部分の額として政令で定めるところに

より計算した金額とする。）

二 交換譲渡資産とともに第一項に規定する清算金を支出して交換取得資産を取得した場合には、当該清算金の額

三 交換取得資産を取得するために要した経費の額がある場合には、当該経費の額

5 交換取得資産の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該交換取得資産の取得価額が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

第四十一条の第三項第三号ホ中「貸付け又はこれらの貸付け及び」を「貸付けを受け、又はこれ

らの貸付けとともに」と改める。

第十四条の八第一項中「森林の施業に関する計画」を「森林施業計画」に、「施業計画」を「森林施業計画」に改め、同条第二項及び第五項第一号中の「施業計画」を「森林施業計画」に改める。

第四十一条の九第一項中「昭和五十六年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に改め、「相当する所得税」の下に「の額第四号において「出資部分に係る所得税の額」という。」を加え、同項に次の「一号を加える。

四 当該農地等の出資の日の属する年分の所得

税法第百二十条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日から起算して出資部分に係る所得税の額を五万円で除して得た数（その数

に「未満の端数があるときは、これを一」とす

る。）に相当する年数を経過することとなる場

合 その年数を経過することとなる日の翌日

から二月を経過する日

第十四条の十第一項中「担保を提供させ」を

削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項

を同条第七項とし、同条第五項中「同項」を「第二

項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項

中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項

とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項

中「前項の」を「第一項の」に、「前項第二号」を「同

項第二号」に、「添附し」を「添付し」に改め、同項

を同条第三項とし、同項の前に次の「一項を加え

る。

2 税務署長は、前項の規定による延納の許可を

する場合には、その延納に係る所得税の額に相

当する担保を徴さなければならない。ただし、そ

の延納に係る所得税の額が五十万円以下であ

る場合は、この限りでない。

第十四条の十一第一項及び第二項中「昭和五

十六年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三

十一日」に改め、同条第四項中「必要があると認

めるときは」を削り、「ことができる」を「ものとす

る」に改め、同項に次の「ただし書を加える。

第十四条の九第一項中「昭和五十六年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に改め、「森林施業計画」を「森林施業計画」に改め、同条第二項及び第五項第一号中の「施業計画」を「森林施業計画」に改める。

第十四条の十二を次のように改める。

（割引債の償還差益に対する課税の特例）

第十四条の十二 非居住者が、所得税法の施行

地において昭和五十九年一月一日以後に発行さ

れた割引債について支払を受けるべき償還差益

については、同法第百六十五条の規定にかかわ

らず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し、百分の二十の税率を適用して所

得税を課する。ただし、当該償還差益のうち、

国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受

けるべき償還差益でその者の同法の施行地にお

いて行う事業に帰せられるものその他の政令で

定めるものについては、この限りでない。

第十四条の十二を次のように改める。

3 昭和五十九年一月一日以後に発行され

た割引債につき支払を受けるべき償還差益につ

いて所得税を納める義務があるものとし、その

支払を受けるべき金額について百分の四十二

（同日から昭和六十年十二月三十一日までの間

に発行された割引債につき支払を受けるべき償

還差益については、百分の三十五）の税率を適

用して所得税を課する。

3 所得税法の施行地において昭和五十九年一月

一日以後に発行される割引債の発行者は、政令

で定めるところにより、当該割引債の発行の際

これを取得する者からその割引債の券面金額が

これら発行価額を控除した金額に百分の四十二（同

日から昭和六十年十二月三十一日までの間に發

行される割引債については、百分の三十五）の

税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、

その徴収の日の属する月の翌月十日までに、こ

れを国に納付しなければならない。

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税

は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定す

る源泉徴収に係る所得税とみなして、同法並びに國税通則法及び國稅徵收法の規定を適用するものとし、前項の割引債につき償還（買入消却を含む）が行われる場合には、同項の規定により徵收される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者（当該取得者と当該償還を受けた者とが異なる場合には、当該償還を受けた者）が当該割引債に係る償還差益に対する所得税として当該償還を受ける時に徵收される所得税とみなす。

5 昭和五十九年一月一日以後に発行された第三項の割引債につき、その発行者が償還期限を繰り上げて償還をする場合又は当該期限前に買入消却をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その償還（買入消却を含む）を受ける者に対し、同項の規定により徵收された所得税で前項の所得税とみなされたものの額のうち当該割引債の券面金額から償還金額又は買入金額を控除した額に對応する部分の金額として政令で定める金額を還付する。

6 昭和五十九年一月一日以後に発行された第三項の割引債につき、その発行者が次の各号に掲げる者に対し、償還差益の支払（第三号に掲げる公益信託の受託者にあつては、当該信託財産について受ける支払に限る。）をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、償還差益の支払（第三号に掲げる公益信託の受託者にあつては、当該信託財産について受ける支払に限る。）をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、次の各号に掲げる金額を還付する。

1 当該割引債をその発行の際に取得した個人又は内國法人若しくは外國法人（第三号に掲げる法人及び公益信託の受託者を除く。）で、当該割引債を取得した日からその償還差益の支払を受ける時まで引き続き政令で定めるところにより当該割引債につき保管の委託をし又は登録を受けていた者当該割引債につき第三項の規定により徵收された所得税とみなされたものの額（前項の規

一定により還付を受ける金額を除く。以下この項において「みなし源泉所得税額」という。のうち当該償還差益の百分の二十に相当する金額を超える部分の金額として政令で定める金額。

二 当該割引債をその発行された後に取得した非居住者又は外国法人(次号に掲げる法人に該当する外国法人を除く。)で、当該割引債を取得した日からその償還差益の支払を受ける時まで引き続き政令で定めるところにより当該割引債につき保管の委託をし又は登録を受けていた者、当該割引債に係るみなし源泉所得税額のうちその者がその保管の委託をし又は登録を受けていた期間に対応する部分の金額が当該償還差益の百分の二十に相当する金額を超える場合のその超える部分の金額として政令で定める金額。

三 所得税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項に規定する公益信託の受託者、当該割引債に係るみなし源泉所得税額のうち当該割引債の所有期間に対応する部分の金額として政令で定める金額。前二項の規定の適用がある場合において、第四項に規定する取扱者が居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者であるときは、これらの者に対する所得税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第九十六条第一号中「不動産所得」とあるのは「不動産所得並びに租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十二第四項(割引債の償還差益に対する課税の特例)に規定する償還差益に係る雑所得」とあるのは「不動産所得の金額」とあるのは「不動産所得並びに前号に規定する償還差益に係る雑所得の金額」とする。

二 所得税法第百四条第一項第二号並びに第五条第一項第五号及び第九号に規定する源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額

は、第四項の規定により償還差益に対する所 得税として徴収されたものとみなされた所得の額については、当該みなされた所得の額のうちその者が当該割引債を所有していた期間に對応する部分の金額として政令で定め る額とする。

8 第四項から第六項までの規定の適用がある場合において、第四項に規定する取得者が内国法人又は外国法人であるときは、これらの者に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十二第二項(割引債の償還差益に対する課税の特例)に規定する償還差益」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法第四十一条第四号中「次に掲げるもの」、とあるのは「次に掲げるもの及び租税特別措置法第四十一条の十二第二項(割引債の償還差益に対する課税の特例)に規定する償還差益」とする。

9 この条において、「割引債」とは、割引の方法により発行される公社債で政令で定めるものをいい、「償還差益」とは、割引債の償還金額(買入消却が行われる場合には、その買入金額)がその発行価額を超える場合におけるその差益をいう。

10 第三項から第八項までに定めるもののほか、償還差益に係る雑所得の金額の計算方法その他これら規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条第一項中「以ト次条第四項」を「次条第四項」に、「以下次条第一項」を「次条第一項」に、「百分の三十二」を「百分の二十四」に、「百分の十九」を「百分の二十一」に改め、同条第二項中「七百万円」を「八百万円」に改める。

第三章第一節の二の節名を次のように改める。

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例  
第四十二条の三第一項中「及び次条」を「並びに次条第二項及び第三項」に改める。

第四十二条の四を次のように改める。

(省エネルギー設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の四青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、昭和五十六年四月一日から昭和五十九年三月三十日までの期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に掲げる減価償却資産(以下この条において「省エネルギー設備等」という。)を取得し、又は省エネルギー設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に法人税法の施行地にある当該法人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合及び第三号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第五項に規定する電気事業の用に供した場合を除くものとし、第四号に掲げる機械及び装置については、同号に掲げる法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る。次項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散・合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の当該省エネルギー設備等(次条、第四十五条から第四十六条まで、第四十八条、第四十九条、第五十一条若しくは第五十二条の二又はこれらの規定に係る第五十二条の三第二項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)は、法人税法第三十一条第一項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等、同項に規定する機械及び装置のうち前三号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

別償却限度額(当該省エネルギー設備等の取得額(第二号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一 燃料の燃焼の合理化、廃エネルギーの回収利用、エネルギーの損失の防止等によりエネルギー資源の消費の節減に直接資する機械その他の減価償却資産のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人、当該機械その他の減価償却資産

二 製造機能の向上、製造工程の連続化その他製造方法又は加工方法の改良に資する機械その他の設備でエネルギー資源の効率的利用に著しく寄与するもののうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人、当該機械その他の設備

三 石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他のこれに準する公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち、その設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人、当該機械その他の設備

四 青色申告書を提出する法人で前項各号に掲げるものが、同項に規定する期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない省エネルギー設備等を製作し、若しくは建設して、これ

をその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に法人税法の施行地にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該省エネルギー設備等につき同項又は同項に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けないと算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下の項及び次項において同じ。)からその事業の用に供した省エネルギー設備等(次条、第四十五条规定から第四十六条まで、第四十八条、第四十九条、第五十一条若しくは第五十二条の二又はこれららの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の基準取得額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この条において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受けた金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

ときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。）における税額控除限度額のうち、第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

5 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載がある場合に限り、適用する。

6 第二項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

7 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

8 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「第七十条の二

(税額控除)とあるのは「第七十条の二まで  
第二項若しくは第三項(省エネルギー設備等を  
びに租税特別措置法第四十二条の四第二項及び  
第三項(省エネルギー設備等を取得した場合の  
法人税額の特別控除)と、「まず前条」とあるの  
は「まず同条第二項及び第三項の規定による控  
除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項  
第二号中の規定を適用」とあるのは「並びに租  
税特別措置法第四十二条の四第二項及び第三項  
(省エネルギー設備等を取得した場合の法人税  
額の特別控除)の規定を適用」と、同法第七十四  
条第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるの  
は「前節(税額の計算)並びに租税特別措置法第  
四十二条の四第二項及び第三項(省エネルギー  
設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)」  
とする。

第三章第一節の三の節名を削る。

第四十三条第一項中「に係る償却費として損金  
の額に算入する金額の限度額(以下この節において  
て「償却限度額」という。)」を「の償却限度額」に改  
め、「(同項に規定する政令で定めるところにより  
計算した金額をいう。以下この節において同じ。)」  
とする。

第四十五条第一項中「この項」を「この条」に改  
め、同項の表の第一号中「工業導入地区のうち政  
令で定める地区」の下に「特定不況地域中小企業  
対策臨時措置法第一条第三項に規定する特定不況  
地域のうち政令で定める地区」を加え、同表の第  
三号を削り、同表の第四号を同表の第三号とし、  
同表の第五号を同表の第四号とし、同条第二項中  
「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項と  
し、同項の前に次の二項を加える。

2 前項に規定する法人が、同項の表の第三号又  
は第四号に規定する工業導入地区又は自由貿易  
地域として昭和五十六年十一月三十一日以前に

指定された地区内において取得し、又は製作し、若しくは建設した工業用機械等に対する同項の規定の適用について、同表の第三号中「百分の二十」とあるのは「三分の一」と、「百分の十四」とあるのは「五分の一」と、同表の第四号中「百分の二十七」とあるのは「二分の一」と、「百分の十六」とあるのは「四分の一」とする。

第四十五条の二第一項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、和五十八年三月三十一日に、「百分の二十五」を「百分の二十一」に改める。

第四十五条の三第一項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、「四分の一」を「百分の二十一」に、「八分の一」を「百分の十」に改める。

第四十五条の四第一項第一号及び第二号中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項中「昭和五六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「十分の一」を「百分の二十五」に、「並びに工場用」を「工場用」に、「附屬設備のうち」を「附屬設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうち」に、「第四十七条」を次条に改め、同条第二項中「のうち」を「に対する」に、「障害者の数の占め率」を「障害者の数（当該障害者のうちに身体障害者雇用促進法第二条第二項に規定する重度障害者その他の大蔵省令で定めるもの（以下この項において「重度の障害者」という。）がある場合には、当該障害者の数に重度の障害者の数を加算した数）」に改める。

第四十八条第一項中「昭和五六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「都市計画区域内」を「都市計画区域のうち政令で定める地域内」に改める。

Digitized by srujanika@gmail.com

日」を「昭和五十八年三月三十日」に改める。  
第五十六条の五第一項中「昭和三十九年法律第百七十号」を削る。  
第五十六条の七第一項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十日」に改め、同項第一号中「森林法第五条第一項の規定による地域森林計画の達成に資するものとして作成した政令で定める要件に該当する森林の施業に関する計画」を「第五十条第一項に規定する森林施業計画」に、「施業計画」を「森林施業計画」に改め、同条第五項第一号中「施業計画」を「森林施業計画」に改め、同項第三号中「取りくずした」を「取り崩したもの」に改める。  
第五十六条の八第一項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十日」に改める。  
第五十六条の九第一項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十日」に改め、同項の表の第一号中「汎用プログラム」を「汎用プログラム」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改める。  
第五十七条の三第一項中「次条第一項」を「第五十七条の五第一項」に改める。  
第三章第二節中第五十七条の五を第五十七条の六とし、第五十七条の四第一項中「前条第三項」を「第五十七条の三第三項」に改め、同条を第五十七条の五とし、同条の前に次の二条を加える。  
第五十七条の四 青色申告書を提出する法人で海上運送法(昭和二十四年法律第八百八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同条第七項に規定する船舶貨渡業を営むものが、昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十日までの間に開始する各事業年度(解散合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。において、船舶戦争保険の船舶を主たる保険の目的とし、主として戦争その他の変乱によつて生ずる損害をてん補する保険で大蔵省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。の保険料(以下この条において

て「船舶戦争保険料」という。(の高騰により増加する費用の支出に備えるため、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額以下に積み立てる。)により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該法人が、特定海外水域(その水域を行する船舶)に対して適用される船舶戦争保険の保険料率が著しく上昇している海外の水域として政令で定める水域をいう。(以下この条において同じ。)を航行する船舶につき、当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度(以下この条において「基準年度」という。)において自(二)の負担により特別に支出した特定海外水域に係る船舶戦争保険料の額として政令で定める金額の合計額に当該事業年度の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の二倍に相当する金額(次項において「基準船舶戦争保険料支出額」という。)

二 当該法人が、特定海外水域を航行する船舶について、当該事業年度において自(二)の負担により特別に支出した特定海外水域に係る船舶戦争保険料の額として政令で定める金額(次項において「当期船舶戦争保険料支出額」とい

ある場合には、これらの金額を控除した金額  
以下この条において同じ。)のうち当該える金  
額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金  
額の計算上、益金の額に算入する。この場合に  
おいては、当該異常危険準備金の金額をその積  
立てをした事業年度別に区分した各金額のうち  
その積立てをした事業年度が最も古いものから  
順次益金の額に算入されるものとする。

3 第一項の異常危険準備金を積み立ててある法  
人の各事業年度終了の日における前事業年度か  
ら繰り越された異常危険準備金の金額のうちに  
同日前二年以前に終了した事業年度において積  
み立てた金額(当該法人が合併法人である場合  
には、その合併に係る被合併法人が同日前二年  
以前に終了した事業年度において積み立てた金  
額を含む。)がある場合には、当該積み立てた金  
額(同日において前項の規定により益金の額に  
算入される金額を除く。)は、当該事業年度の所  
得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の異常危険準備金を積み立ててある法  
人が次の各号に掲げる場合に該当することとな  
つた場合には、当該各号に掲げる金額に相当す  
る金額は、その該当することとなつた日を含む  
事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算  
入する。この場合においては、第二項後段の規  
定を適用する。

一 第一項に規定する船舶運航事業又は船舶貸  
渡業を廃止した場合 当該廃止の日における  
異常危険準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日における異常  
危険準備金の金額(合併により解散した場合  
において合併法人に引き継がれたものを除  
く。)

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合  
において船舶戦争保険料に係る異常危険準備  
金の金額を取り崩した場合 その取り崩した  
日ににおける当該船舶戦争保険料に係る異常危  
険準備金の金額のうちその取り崩した金額に

相当する金額

第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における異常危険準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該異常危険準備金の金額については、前三項及び第九項の規定は、適用しない。

第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とす

九十に相当する金額（次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額）」を「たゞいては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額」に改め、同項第一号中「基準交際費額の百分の百五に相当する金額」を「基準交際費額」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前

当該法人の当該事業年度において支出する  
交際費等の額が基準交際費額と同額である場  
合 当該限度超過額の百分の九十に相当する  
金額

第六十三条第四項中「第六十四条から」を「次条  
から」に、「第六十五条の九」を「第六十五条の十」  
に改め、同条第六項第二号中「及び次条」を「並び  
に次条第二項及び第三項」に、「次条及び」を次条  
第二項及び第三項並びにに、「同条第一項中「及  
び前条」を「同条第二項中「及び前条」に改める。  
第六十五条の五第一項中「農業振興地域」を「農  
業振興地域」に改め、「あつせんにより譲渡した場  
合」の下に「同法第八条第二項第一号に規定する  
農用地区域内にある土地等を農用地利用増進法第  
七条第一項の規定による公告があつた同項の農用  
地利用増進計画の定めるところにより譲渡した場  
合」を加える。

第六十五条の七第一項の表の第十三号下欄中「生立するもの」の下に、「第六十五条の五第一項に規定する農用地利用地増進計画の定めるところにより取得をする農用地区域等内にある土地等」を加える。

第三章第六節第四款中第六十五条の九の次に次  
の一条を加える。

(農住組合の行う交換分合により土地等を取得  
した場合の課税の特例)

第六十五条の十 農住組合の組合員である法人  
(政令で定める法人を含む。)が、その有する土  
地又は土地の上に存する権利(法人税法第二条  
第二十一号に規定するたな卸資産を除く。以  
下この項において「土地等」という。)につき農住組

合法第七条第二項第三号の規定による交換分合が行わたった場合（同法第十一條において準用する土地改良法第九十九條第十二項の規定による公告がされた農住組合法第九條第一項に規定する交換分合計画の定めるところにより行われた場合に限る。）において、当該交換分合により土地等の譲渡（土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、第六十四条、第六十五条の二、第六十五条の二から第六十五条の五まで又は第六十五条の七から前条までの規定の適用を受けるものを除く。）をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をしたとき（土地等とともに同法第十一條において準用する土地改良法第二百二条第四項の規定による清算金（次項において「清算金」という。）の取得をした場合を含む。）は、当該交換分合により取得した土地等（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該交換取得資産の価額から当該交換分合により譲渡した土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときに限り、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる金額とする。

一 交換取得資産とともに清算金を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該清算金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二 交換譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出した場合 帳簿価額に当該清算金の額を加算した金額

得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額 第六十五条の七第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。

第六十六条の十一中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第六十七条の二第一項中「みたす」を「満たす」に、「百分の二十三」を「百分の一十五」に改める。

第六十七条の三第一項を次のように改める。

農地法第二条第七項に規定する農業生産法人が、昭和五十六年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に掲げる肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免稅対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農業生産法人の当該免稅対象飼育牛の当該売却による利益の額に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行う売却 当該農業生産法人が飼育した生産後一年未満の肉用牛

第六十七条の三第四項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。



間内に同法第九条第一項に規定する協議が調い、若しくは同法第十条第四項に規定する書類が運輸大臣に提出されたことにより、当該協議の結果に従つて若しくは当該書類において定められた措置に従つて、特定地方交通線を廃止する場合に必要となる一般乗合旅客自動車運送事業若しくは地方鉄道業を営むとする株式会社が設立される場合には、当該土地若しくは建物の所

(日本国有鉄道の特定地方交通線に係る土地等を取得した場合の所有権の移転登記等の免税) 第八十一条 日本国は、日本国有鉄道の経営再建促進特別措置法(昭和五十五年法律第二百十一号)第八条第六項に規定する特定地方交通線(以下この条において「一般乗合旅客自動車運送事業」といふ。)を廃止する場合に必要となる同法第八条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業(以下この条において「地方鉄道業」といふ。)を営むようとする者が、昭和五十六年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの期間内にされた日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十五条第二項の規定による許可若しくは日本国有鉄道経営再建促進特別措置法第十二条第二項の規定による認可に基づき、当該特定地方交通線に係る土地若しくは建物の所有権地上確実として、又は當該期

による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、千分の十六とする。

第七十八条の二中「昭和五十六年三月三十一日」を昭和五十八年三月三十一日に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。

第七十九条の三第二項中「昭和五十六年三月三十一日」を昭和五十七年三月三十一日に改める。

第七十八条の四中「昭和五十六年三月三十一日」を昭和五十八年三月三十一日に改める。

第八十条を次のよう改める。

有料 地上被若しくは實地權の保有 彩電若し  
くは設定の登記又は當該株式会社の設立の登記  
については、大藏省令で定めるところにより、  
当該許可若しくは認可がされた日又は日本国有  
鉄道法第五十三条の規定による当該特定地方交  
通線の廃止の許可の申請がされた日から一年以  
内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課  
さない。

第八十一条中「昭和五十六年三月三十一日」を  
「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第一条 この  
施行する。

第八十八条の三中「別表第二種第七号に掲げる自動車類のうち、同表の税率欄に掲げる税率で百分の二十をこえるものの適用を受けるべき物品に該当するものを」を「別表第一種第七号1に掲げる物品」に、「定め」を「規定」に、「百分の二十とする」を「百分の二十一・五とする」に改める。

**第一条** この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第八十八

案第一項の改正規定(百分の四  
の部分及び昭和五十六年三月三十  
日以後の部分を除く)石油備蓄法の  
する法律(昭和五十六年法律第  
四百四十九号)。

二 第四十二条の十一の改正規定並びに附則第七条、第二十条及び第二十一条の規定 昭和五十九年一月一日

額がある場合には、これらの「金額」と、同一条第六項中「租税特別措置法第十条の二第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第　号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第一項」とする。

特別控除に関する経過措置)  
第三条 改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十条の二第一項に規定する個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。次条において同じ。)をした同項に規定する産業転換設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、旧法第十条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第号。以下「昭和五十六年改正法」という。)による改正後の租税特別措置法第十条の二第三項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金

税特別措置法第十条の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の規定によりそれが金額がある場合には、当該金額を控除した金額を超える」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合には、昭和五十六年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第一項若しくは第二項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八条の三十一項、第三十三条の六第二項及び第三十七条の三第二項（新法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。）中「第十六条まで」とあるのは「第十六条まで並びに昭和五十六年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二と

(個人の減価償却に関する経過措置)

第四条 新法第十二条の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項第一項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

新法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の二第二項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

第五条 旧法第二十五条第一項に規定する個人が、昭和五十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に、その飼育した同項に規定する肉用牛を同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して売却した場合におけるその売却により生じた事業所得に係る同年分の所得税については、当該個人は、同条の規定の例によることができる。ただし、同年分の所得税につき新法第二十一条の規定の適用を受けた場合については、この限りでない。

第六条 新法第四十一条の十二の規定は、昭和五十九年一月一日以後に発行された同条に規定する割引債(当該割引債に該当する国債について)は、同日から昭和六十年十二月三十一日までの間に発行されるものに限る。)について適用する。

第七条 新法第四十一条の十二の規定は、昭和五十九年一月一日以後に発行される同条に規定する割引債(当該割引債に該当する国債について)は、同日から昭和六十年十二月三十一日までの間に発行されるものに限る。)について適用する。

第八条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第九条 新法第四十二条の規定は、同条第一項に規定する内国法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、当該内国法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(産業転換設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十条 旧法第四十二条の四第一項に規定する法人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。次条において同じ。)をした同項に規定する産業転換設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、旧法第四十二条の四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「及び前条並びに法人税法第六十七条」とあるのは「前条並びに昭和五六年改正法による改正後の租税する法人税の額から控除される金額がある場合

十一の規定による納期限の延長については、な

二 新法第四十二条の十の規定は、施行日以後に同項に規定する事業合理化計画に対する所得の十第一項の規定による延納の許可をする所得税について適用し、施行日前に旧法第四十二条の十第一項の規定による延納の許可をした所得税については、なお従前の例による。

三 新法第四十二条の四第一項に規定する法人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。次条において同じ。)をした同項に規定する産業転換設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、旧法第四十二条の四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「及び前条並びに法人税法第六十七条」とあるのは「前条並びに昭和五六年改正法による改正後の租税する法人税の額から控除される金額がある場合

四 新法第十三条第一項(車両及び運搬具に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する車両及び運搬具について適用する。

五 新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)

第六条 新法第四十二条の四第一項及び第三項並びに法人税法第六十七条」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法第十二条の四第二項若しくは昭和五十四年改正法附則第二十二条第一項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第七項中「又は租税特別措置法第四十二条の四」とあるのは「又は租税特別措置法の一項を改正する法律(昭和五十六年法律第号)以下とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第号)」とある。

第七条 新法第四十二条の四第一項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除されるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第号)以下とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第号)」とある。

には、当該金額を控除した金額」と、同項に規定する中小企業者が施行日以前に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

新法第四十五条の三第一項の規定は、同項に規定する中小企業者が施行日以前に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の二第三項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合は、なお従前の例による。

3 新法第四十五条の二第三項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の二第三項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合は、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条の八第七項において準用する場合を含む。及び第六十七条の四第六項中「第五十二条の三第一項」とあるのは「第五十二条の三第三項」並びに昭和五十六年改正法附則第十条第一項」とする。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十一條 新法第四十五条の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合は、なお従前の例による。

規定する事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化機械等については、なお従前の例による。

この場合において、新法第四十五条の三第一項に規定する中小企業者が施行日から昭和五十七年三月三十一日までの間に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の二十」とあるのは「四分の一」と、「百分の十」とあるのは「八分の一」とする。

4 新法第四十六条第一項(車両及び運搬具に係る部分に限る)の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する車両及び運搬具について適用する。

5 新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

6 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する石油貯蔵施設の償却限度額及び石油備蓄法の一部を改正する法律の施行の日において有する同項に規定する石油ガス貯蔵施設の同日以後に終了する事業年度に係る償却限度額及び同日後に取得又は建設をする当該石油ガス貯蔵施設の償却限度額の計算について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する石油ガス貯蔵施設の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

2 附則第十条第一項の規定の適用がある場合における新法第六十三条の規定の適用については、同条第六項第二号中「とする」とあるのは「とし、昭和五十六年改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ、昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の規定の適用については、同条第一項中「及び前条」とあるのは「前条及び第六十三条」とする。」とする。

3 新法第六十五条の五及び第六十五条の七の規定は、法人が昭和五十六年一月一日以後に行うこれらの中の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行つた旧法第六十五条の五及び第六十五条の七の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新法第六十五条の十の規定は、法人が農住組合法の施行の日以後に行う同条の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用する。(特定の医療法人の法人税率の特例に関する経過措置)

2 新法第七十四条の二の規定は、施行日以後に取得する同条第一項に規定する既存住宅の所有権の移転の登記又は当該既存住宅を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第七十四条の二第一項に規定する既存住宅の所有権の移転の登記又は当該既存住宅を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十四条の三の規定は、施行日以後に新築する同条に規定する家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築した旧法第七十四条の三に規定する家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七条の二の規定は、同条に規定する農業生産法人が施行日以後に同条に規定する家屋を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供する場合における当該土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に規定する中小企業者が施行日以前に同項に規定する法人税については、なお従前の例による。

記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十七条の二に規定する農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けた場合における当該土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 施行日前に行われた旧法第七十七条の四第一項に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二項に規定する交換分合により取得したこれららの規定に規定する農用地等又は準農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧法第七十七条の六に規定する農林漁業者に対し貸し付けた同条に規定する債権を担保するため受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八条の二の規定は、同条に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受ける同条の土地の所持権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十八条の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けた同条の土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

## 官報号

免 除 の 規 定	追 徵 の 規 定
物品税法第十九条第一項	同法第十八条第八項
物品税法第二十三条第一項	同法第二十三条第三項
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十二条第一項	同法第十二条第四項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十三条第一項

同法第十三条第三項において準用する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条

第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

は課すべきであつた旧法第八十八条の三に規定する物品に係る物品税については、次項から第四項までに定めのあるものを除き、なお従前の例による。

2 旧法第八十八条の三に規定する物品のうち、昭和五十六年五月一日前にその製造に係る製造場から移出されたもので、物品税法(昭和三十九年法律第四十八号)第十七条第三項(同法第十九条第三項、第二十二条第三項及び第二十六条第三項において準用する場合を含む。)又は租税特別措置法第八十八条の二第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものに限る。)について、当該期限までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第八十八条の三に規定する税率とする。

3 旧法第八十八条の三に規定する物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定によつて物品税の免除を受けて昭和五十六年五月一日前にその製造に係る製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られたものについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第八十八条の三に規定する税率とする。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二条
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二条
日本国と第五項本文又は第五項本文	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二条

8 價額その他の政令で定める事項を記載した申告書を、昭和五十六年五月一日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第五項に規定する物品で同項の規定による物品を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場に戻し入れられた場合（物品税法第二十八条第三項の廃棄がされた場合を含む。）において、当該物品の製造者により、当該物品が当該物品税を徴収された、

三 稟税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された物品 同条第五項において準用する物品税法第二十条第三項本文又は第五項本文

新法第八十八条の三に規定する物品を、昭和五十六年五月一日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所で販売のため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場合で所持する場合には、その合計数量）が十個以上であるときは、当該物品については、その者が当該物品の製造者として当該物品を同日にその製造に係る製造場から移出したものとみなして、百分の二・五の税率により物品税を課する。

前項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品に係る物品税額を合算し、当該合算した額の物品税を、昭和五十六年六月から十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徵収する。

第五項に規定する者は、その所持する物品で

三 稟税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された物品 同条第五項において準用する物品税法第二十条第三項本文又は第五項本文  
新法第八十八条の三に規定する物品を、昭和十五年三月一日から、一つ要旨二点を規定

又は徵収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄稅務署長の確認を受けたときは、当該物品税額に相当する金額は、同条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

昭和五十六年五月一日前にした行為及び第一項の規定により從前の例によることとされる物品税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附則第五条第一項中「又は昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法第十条の二第一項」を「又は租税特別措置法の一項を改正する法律(昭和五十六年法律第十五六年改正法)」という。附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第一項若しくは昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法第十条の二第一項に改め、同条に次の第一項を加える。

第一項の規定の適用がある場合における昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法(以下「昭和五十六年新法」という。)第十二条の二の規定の適用については、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは、「控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号)。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第二項の規定によりその年分

附則第二十一条第一項中「及び昭和五十四年改正法による改正後の中の總所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

改正法による改正後の中の租税特別措置法第四十二条の四を「及び昭和五十六年改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四」に、「又は昭和五十四年改正法による改正後の中の租税特別措置法第四十二条の四第一項」を「又は昭和五十六年改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第二項の規定の適用がある場合における昭和五十六年新法第四十二条の三及び第四十二条の四の規定の適用については、昭和五十六年新法第四十二条の三第一項中「並びに次条第二項及び第三項」とあるのは「並びに次条第十一項及び第三項並びに昭和五十四年改正法附則第二十二条第一項」と、昭和五十六年新法第四十二条の四第二項中「及び前条」とあるのは「前条及び昭和五十四年改正法附則第二十二条第一項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合には、昭和五十四年改正法附則第二十二条第一項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

置法の一部を改正する法律(次項において「改正後の昭和五十四年改正法附則第二十一条の規定」)は、法人が施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける場合における法人税について適用し、法人が施行日前に同項の規定の適用を受けた場合における法人税については、なお從前の例による。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)  
第二十条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四十一条の十二第一項から第三項まで」を「第四十一条の十二第一項及び第二項に、「同条第一項から第三項まで」を「同条第一項及び第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(割引債の償還差益に係る所得税の還付の特例)

第三条の二 税特法第四十一条の十二に規定する割引債の発行者は、租税条約の規定により当該割引債の償還差益に対する所得税が軽減され、又は免除される相手国の居住者に対し、当該償還差益の支払をする場合は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、同条第三項の規定により徵収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額(同条第五項の規定により還付した額を除く。)に相当する金額の全部又は一部を還付する。この場合において、同条第六項の規定は、適用しない。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条第一項及び第三条の二の規定は、昭和五十九年一月一日以後に発行される新法第四十二条に規定する割引債(当該割引債に該当する国債については、同日から昭和六十年十二月三十一日までの間に発行されるものに限る。)について適用する。

2 前条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条第一項の規定は、昭和五十八年十二月三十一日以前に発行された旧法第四十二条に規定する割引債については、な

おその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条の十二第一項」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第二号)附則第七条第二項の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二第一項」とする。

(簡易生命保険法の一部改正)  
第二十二条 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。  
第十八条中「第四条の二第二項の表所得税法第十条第六項の項の下欄に掲げる金額」を「第四

条の二第六項に規定する金額」に改める。

#### 審査報告書

昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年三月三十一日

大蔵委員長 中村 太郎

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十五年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金について、財政法

第六条第一項の規定の特例を定めるものであつて、妥当な措置と認める。

#### 一、費用

本法律施行に伴い、昭和五十五年度剩余金はその全額を所得税減税に充てることが予定されている。

右の本院提出案をここに送付する。  
昭和五十六年三月二十六日  
参議院議長 福田 一

昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案  
一項の規定は、昭和五十五年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金については、適用しない。

#### 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条第一項の規定は、昭和五十五年度約百三十億円(増・減収相殺後)である。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

この法律は、公布の日から施行する。

昭和五十六年三月三十一日

大蔵委員長 中村 太郎

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

関税暫定措置法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年三月三十一日

大蔵委員長 中村 太郎

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、開発途上国との経済発展に資するため、昭和五十六年三月三十一日に適用期限の到来する特惠関税率について、更にその適用期限を十年延長するとともに、鉱工業産品に係る適用限度額等の算定の基礎となる基準年次の変更、適用対象品目に係る所要の調整等を行う

右の本院提出案をここに送付する。  
昭和五十六年三月二十六日  
参議院議長 福田 一

昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案  
延長を図る等所要の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

#### 一、費用

本法律施行に伴う関税の減収見込額は、昭和五十六年度約百三十億円(増・減収相殺後)である。

右は内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十六年三月二十七日

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

関税暫定措置法の一部を改正する法律案  
右は内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年三月三十一日

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、第一条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

右の本院提出案をここに送付する。  
昭和五十六年三月二十六日  
参議院議長 福田 一

昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案  
延長を図る等所要の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

#### 一、費用

本法律施行に伴う関税の減収見込額は、昭和五十六年度約百三十億円(増・減収相殺後)である。

右は内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年三月三十一日

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第三条から第六条までの規定中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第七条の四第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第七条第一項及び第四項、第七条の二第一項並びに第七条の三第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第七条の四第一項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同項

第四号を削る。

第七条の五第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第八条第一項中「昭和五六年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」、「四百二十円」を「三百円」に改める。

第八条の二第一項中「昭和五六年三月三十一日」を「昭和六六年三月三十一日」に改め、同項第二号中「別表第一の二に定める当該期限までに輸入されるものに係る税率」を「別表第一の二の税率（同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率をいう。）」に改め、同条第四項中「前二項」を「第一項、第三項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の」、「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、一の特恵受益国を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるもののうち、当該一の特恵受益国を原産地とする物品の有する国際競争力の程度、当該物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に与える影響その他の事情を勘案して同項の規定による関税についての便益を与えることが適当でないと認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特恵受益国及び当該物

品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便益を与えないことができる。

第八条の三第一項中「前条第三項」を「前条第四項に、同条第二項」を「同条第三項」に、「又は第三項」を「又は第四項」に改め、同条第二項中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項又は第三項」と、同条第三項を「前条第三項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第八条の四第一項中「同条第三項」を「同条第四項に、昭和五十年」を「昭和五十二年」に改め、「第四項において「補足額等」という。」を削り、同条第一項又は第三項を「第八条の二第一項又は第四項」に改め、「第八条の二第一項又は第三項」を「第八条の二第二項又は第四項」に改め、同条第二項中「昭和五十年」を「昭和五十二年」に改め、同条第三項中「補足額等」を「限度額等」と、「これを」を「当該前年度における限度額等を」に改め、同条第五項中「第八条の二第一項又は第三項」を「第八条の二第一項又は第四項」に、「同条第一項又は第三項」を「同条第一項又は第四項」に改める。

第八条の六第一項中「第八条の二第一項若しくは第二項」を「第八条の二第一項若しくは第三項」に改め、同条第四項中「第八条の二第一項又は第四項」に改め、「第八条の二第一項又は第四項」を「第八条の二第一項又は第三項」に改め、「第一〇〇円」を「一七〇円」に改め、「一三三円」を「一七〇円」、「一四〇円」を「一八〇円」に改める。

別表第一第一四・〇一号中「一 たばこのエキス及びエッセンス」を		別表第一第一四・〇一号中「一 たばこのエキス及びエッセンス」を	
(1) 製造たばこ	(1) たばこ専売法（昭和二十四年法律第二百十一号）第三条（専売権の実施）の規定に基づく専売権の実施の用に供されるもの	A 紙巻たばこ	三五%
B 葉巻たばこ		C パイプたばこ	三五%
D その他のもの		D その他のもの	六〇%
二 たばこのエキス及びエッセンス	二 たばこのエキス及びエッセンス	七% に改める。	
(1) 空気タイヤ及び空気タイヤケース	(1) 空気タイヤ及び空気タイヤケース	一八〇%	
(1) 乗用自動車（バスを除く。）用のもの（新品のものに限る。）	(1) 乗用自動車（バスを除く。）用のもの（新品のものに限る。）	一七〇%	
(1) その他のもの	(1) その他のもの	一九〇%	
七〇・〇九	七〇・〇九号を次のように改める。	五〇%	
(1) 自動車用のもの	(1) ガラス鏡（バックミラーを含むものとし、わく付きであるかどうかを問わない。）	八% に改める。	
(2) その他のもの	(2) その他のもの	八% に改める。	
別表第一第七三・三五号中「六〇」を「無税」に改める。	別表第一第七三・三五号中「六〇」を「無税」に改める。	八% に改める。	
別表第一第七七・〇一号中「四四五円五二銭」を「五九三円四四銭」、「五〇三円」を「六七〇円」に改める。	別表第一第七七・〇一号中「一一二円六四銭」を「一六〇円三七銭」、「一三〇円」を「一七〇円」に改める。	八% に改める。	
別表第一第七九・〇一号中「一一〇円」を「一四〇円」、「一一〇円」を「一五〇円」に改める。	別表第一第七九・〇一号中「一一〇円」を「一四〇円」、「一一〇円」を「一五〇円」に改める。	八% に改める。	
別表第一第八三・〇二号中「二 その他のもの	別表第一第八三・〇二号中「二 その他のもの	八% に改める。	
(1) 自動車（第八七・〇九号又は第八七・一一号に該当する車両を除く。）又はトレーラー（第八七・〇一号又は第八七・〇二号に該当する自動車に用いるものに限る。）の部分品	(1) 自動車（第八七・〇九号又は第八七・一一号に該当する車両を除く。）又はトレーラー（第八七・〇一号又は第八七・〇二号に該当する自動車に用いるものに限る。）の部分品	無税	無税
(2) その他のもの	(2) その他のもの	八% に改める。	無税



九〇・二七

速度計及び回転速度計（磁気式のものを含むものとし、第九〇・一四号に該当するものを除く。）並びに積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩度計その他これらに類する積算用計器及びストロボスコープ

(1) 自動車用のもの

(2) その他のもの

別表第一第九〇・二八号中「一」の類の注5(b)に定めるもの

(1) 速度計及び回転速度計並びに自動調整機器（自動車用のものに限る。）

(2) その他のもの

別表第一の二第四〇・一一号を次のように改める。

四〇・一 一 ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ（車輪用のものに限る。）

一 自動車用のもの（公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるタイヤ及びタイヤケース並びにこれらに使用するインナーチューブ及びタイヤフラップに限る。）のうち

空気タイヤ及び空気タイヤケース以外のもの

空気タイヤ及び空気タイヤケース（乗用自動車（バスを除く。）用のもの（新品のものに限る。）を除く。）

二 その他のもの

別表第一の二第八三・〇一号を次のように改める。

八三・〇一 半金属製の取付具（ドアクローザーを含むものとし、家具戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限る。）及び帽子掛け、ブレケットその他これらに類する支持具

一 貴金属をめつきしたもの

二 その他のもののうち

一 自動車（第八七・〇九号又は第八七・一号に該当する車両を除く。）又は

トレーラー（第八七・〇一号又は第八七・〇二号に該当するものを除く。）並びに液体用又は氣体用のろ過機

八七・〇二号に該当する自動車に用いるものに限る。）の部分品以外のも

七・三%

七・三%

六・九%

六・六%

六・二%

五・三%

五・三%

四・九%

四・五%

四・一%

三・九%

三・五%

三・一%

内燃機関（ピストン式のものに限る。）

八四・〇六 内燃機関

一 自動車用のもののうち

別表第一の二第八四・〇一号に該当するトラクターに用いるもの

二 航空機用のもの

三 アウトボードモーター

四 その他のもの

五 内燃機関の部分品のうち

六 航空機用のもの

七 その他のもの（自動車用のものを除く。）

八 エアコンディショナー（動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自藏するものに限る。）

九 その他のもののうち

一 エアコンディショナー（コンプレッサー式のものに限るものとし、ウインドウ型のものを除く。）

二 その他のもの（コンプレッサー式のものに限るものとし、ウインドウ型のものを除く。）

三 その他のもの（自動車用のもの以外のもの）

四 遠心分離機並びに液体用又は氣体用のろ過機及び清浄機（ろ過用漏斗、ミルクストレーナーその他これらに類するものを除く。）

五 遠心分離機及びその部分品

六 その他のもののうち

七 自動車用のもの以外のもの

八 四四・一八 遠心分離機並びに液体用又は氣体用のろ過機及び清浄機（ろ過用漏斗、ミルクストレーナーその他これらに類するものを除く。）

九 遠心分離機及びその部分品

一〇 その他のもののうち

一一 自動車用のもの以外のもの

一二 別表第一の二第八四・六二号を次のように改める。

一三 八四・六三 伝動軸、クラシック、ベアリングハウジング、ブレーキアーリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の变速機を含む。）はずみ車、ブリード、ブリード

一四 八四・六四 伝動軸、クラシック、ベアリングハウジング、ブレーキアーリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の变速機を含む。）はずみ車、ブリード、ブリード

一五 別表第一の二第八四・六二号及び第八四・六四号を次のように改める。

一六 八四・六五 伝動軸、クラシック、ベアリングハウジング、ブレーキアーリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の变速機を含む。）はずみ車、ブリード、ブリード

## 官報(号外)

別表第一の二第八七・〇四号から第八七・〇六号までを次のように改める。	一 ロック、クラッチ並びに軸締手 無段変速機及びその部分品	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%
	二 その他のもののうち 自動車用の伝動軸、クラランク、ペアリング、はずみ車、ブリーベアリング、ハブロック並びに船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限る。）並びにこれらの部分品以外のもの	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%
	八四・六四 ガスケットその他これに類するジョイント（石綿、フェルト、板紙その他）の材料を交えた金属板製のもの及び金属はくを積層したものの並びに機械管その他これらに類する物品に使用するため材質の異なるものをセットにし又は取りそろえて、小袋入りその他これに類する包装にしたものに限る。）のうち	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%
	八五・〇八 内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む）並びに内燃機関に附属する発電機及び開閉器	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%
	一 発電機、電動機及びこれらの部分品 (一) 部分品のうち 自動車用のもの以外のもの	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%
	二 点火プラグのうち 自動車用のもの以外のもの	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%
	三 その他のもののうち 自動車用のもの以外のもの	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%
	八五・〇九 電気式の照明用又は信号用の機器、ワインドスクリーンワイヤー、除霜機及び除霧機（自動車用又は自動車用のものに限る。） 二 その他のもの	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%
別表第一の二第八五・〇八号及び第八五・〇九号を次のように改める。	八七・〇四 原動機付きのシャン（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）のうち 第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%
	八七・〇五 車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）のうち 無限軌道式トラクター（蒸気機関式のものを除く。）用のもの	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%
	八七・〇六 部分品及び附属品（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%
	一 シャンのうち 第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%
	二 その他のもののうち 第八七・〇一号に該当するトラクターの部分品 無限軌道式トラクター（蒸気機関式のものを除く。）用のもの	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%
別表第一の二第九〇・二七号を次のように改める。	八七・〇七 ターボの部分品 無限軌道式トラクターの部分品 車輪式トラクターの部分品	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%
	二 その他のもののうち 第九〇・一四号に該当するものを含むものとし、第九〇・一四号に該当するものを除く。）並びに積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩度計その他これらに類する積算用計器及びストロボスコープのうち 自動車用のもの以外のもの	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%
	九〇・二八 電気式機器（測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。） 一 この類の注5(b)に定めるもののうち 二 この類の注5(b)に定めるもののうち 速度計及び回転速度計並びに自動調	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%
	整機器（自動車用のものに限る。）以	五・六% 五・六% 五・三% 五・一% 四・九%



す。

昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案は、衆議院大蔵委員長の提出に係るものであり、昭和五十五年度の歳入歳出の決算上の剩余金については、財政法第六条第一項の規定を適用しない旨の特例を定めようとするものであります。

最後に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、特惠関税の適用期限を十年延長し、自動車部品等の暫定関税率に係る所要の調整を行うとともに、適用期限の到来する関税の減免還付制度及びトウモロコシ等の暫定関税率に係る適用期限の延長を図る等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、所得税法改正案以下五案を一括して質疑を行い、また、直接税関係三案について参考人の意見聴取を行いましたが、その間の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了いたしましたところ、近藤忠孝委員より、所轄税法改正案に対し、標準世帯で三万円の減税を税額控除方式で行うことと/orの修正案が、また法人税法改正案に対し、中小法人の現行軽減税率を据え置き、その適用所得限度引き上げ、法人税に段階税率を導入する等を内容とする修正案が提出されました。

所得税法改正案に対する修正案は、予算を伴うものであり、政府からは反対である旨の意見が述べられました。

## 外号報

次いで、五原案並びに税法二修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して

税法二修正案に反対、五原案に賛成、公明党・国民会議を代表して多田省吾委員

反対、自由民主党・自由国民会議を代表して衛藤征士郎委員より、税法二修正案に賛成、日本社会党を代表して近藤忠孝委員より、税

余金処理法案並びに税法二修正案に反対、五原案に賛成、日本共产党を代表して三治重信委員より、税

法二修正案並びに税法二修正案に反対、税

法二修正案並びに税法二修正案に反対、税

法二修正案並びに税法二修正案に反対、税

法二修正案並びに税法二修正案に反対、税

法二修正案並びに税法二修正案に賛成する旨の意見がそれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、まず所得税法

改正案につきましては、修正案は賛成少数をもつて否決、原案は賛成多数をもつて可決すべきものと決定され、法人税法改正案につきましては、修

正案は賛成少数をもつて否決、原案は賛成多数をもつて可決すべきものと決定され、租税特別措置

法改正案は賛成多数をもつて否決、原案は賛成多数をもつて可決すべきものと決定され、五案はい

ずとも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、直接税関係二案に対し附帯決議を付して

おります。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(鶴永正利君) 討論の通告がござります。順次発言を許します。対馬孝旦君。

〔対馬孝旦君登壇、拍手〕

○対馬孝旦君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました物品税法を初め、印紙税法、有価証券取引税法、所得税法、法人税法及び租税特別措置法のそれ一部を改正

する六本の法律案に対しまして、反対の意思を表明し、反対討論を行ふものであります。

私は、まず冒頭に、これらの法案を含め、政府

のいわゆる財政再建元年は国民にとっては大増税

元年のスタートであり、自民党的絶対多数を頼ん

でのおこり高ぶりがあの衆議院予算委員会での強

行採決となつたことに心からの抗議と怒りを表明

せざにはおられません。

この事実をもつてしても、鈴木内閣の和の政治

がいかに偽りの看板であるかは明らかであり、ま

さに暴挙そのものであつたことを示したものであ

ります。その責任はまさに重大であると言わなければなりません。ひたすらな増税しか能力を持た

ない鈴木内閣が国民生活を無視する内閣であると

言われていることは御承知であります。「角

をためて牛を殺す」ということわざは政府の増税

政策の本質を端的に象徴するものであります。財政再建ももちろん切実な課題ではありますが、し

かし、国民生活を破壊して何の財政再建であります。その原点に大きな誤りがあることを知る

べきであります。政府の財政再建策は、もっぱら

大衆増税を図り、軍事費をふやして福祉を後退させ、弱い者いじめの大衆収奪によって国民生活を犠牲にする政策であります。これを絶対に許すわけにはまいりません。

物品税は、本来せいたく品、つまり一般国民の生活水準を超えるものを対象とすべきものであります。今回までの間にその基本的立場が崩され、新たにライトパンや大型冷蔵庫、全自动洗濯機など国民の日常生活の必要品となるものに課税しようとする姿勢は、断じて私どもはこれを認めることはできません。特に重大なことは、

物品税の基準品目、税率の整合性など、税制の基本が全く説得性を持たず、国民的合意と全くかけ離れていることがあります。加えて、物品税の課税品目を製造している中小企業はこれによつて過

酷な価格を押しつけられることになり、中小企業に及ぼす影響はかり知れぬものがあります。

また、税率においても、必ずしも今日の生活実態に応じた適正なものとはなつていないのであります。

今回の物品税法の一部改正は、政府が一般消費

税の前提の地ならしにしないと言つても、その本質は五十七年度をねらつて一般消費税導入への外

堀を埋めようとするものであり、断じて容認でき

ないものであります。しかも、物品税以外の一部改

正案につきましても、すべての改正が不公平を拡大するものであり、国民負担をいやがらせにも増大

する悪法であると言わなければなりません。すな



姿であります。言いかえれば、財政の多額な赤字負担において日本経済の安定が今まで支えられましたと言つても過言ではないのであります。

しかしながら、このような財政状況をいつまでもいまま放置することがわが国国家経済の将来にとり許されないこととは、いまさら論をまつまでもないのであります。近い将来に確実に予見される高齢化社会の到来、あるいは石油危機を背景とする代替エネルギー需要への対応など、どれ一つとっても、わが国が真剣に取り組んでいかなければならぬ課題は山積しております、さらに自由主義陣営の一員として国際社会の平和に一段と積極的に貢献するためのわが国の責任は今後一層増大するものと考えます。このようないかなければならない課題は山積してお

来て、とり許されないこととは、いまさら論をまつまでもないのであります。近い将来に確実に予見される高齢化社会の到来、あるいは石油危機を背景とする代替エネルギー需要への対応など、どれ一つとっても、わが国が真剣に取り組んでいかなければならぬ課題は山積してお

る。もちろん、このような財政体質の改善に当たり、国民経済、国民生活への影響を十分に考慮し、サービス、負担の画面を通じて、できるだけこれを軽微なものにとどめることができること

は言うまでもありません。しかしながら、同時に、わが国の租税、社会保険料の負担が国際的に低く、国民所得比で三四%程度と、西欧諸国のおよそ三分の一以下になつてゐるともすでに広く知られているところであります。そういう中で、わが国が国民福祉を初め多くの分野で高い行政水準を維持しているのは、わが国がまだ老齢化社会

の中では、国民生活や経済に最も影響の少ない形を考慮しつつ必要最小限の増収措置を講じようとしているものであり、やむを得ざる措置と考えるものであります。また、そうした厳しい状況の中で、各般にわたつてきめの細かい配慮が加えられ、また同時に、税負担の公平のための努力も一層払われているものと判断するものであります。

以上の一覧から見て、物品税法改正案を初めとする内国税六法案については全面的に賛意を表明するものであります。

次に、昭和五十五年度剰余金について財政法第六条第一項を適用しないこととする特例法につきましては、昭和五十五年度に剰余金が生じた場合には、その全額を所得税減税に充てることとする

六党合意に基づき、衆議院において全会一致の可決を見たところであります。大別的見地からこれを尊重する立場に立ち、賛意を表明する次第であります。

また、関税暫定措置法改正案につきましては、改定案において、パート等により家計を助ける主婦や父子家庭の父などにきめの細かい減税を行わ

れているほか、雪おろしの費用等についての難点の措置を講じているものであり、全面的に賛意

貨増発がもたらすインフレへの懸念であります。このような意味において、財政の体質改善は、財政に起因するインフレの芽を摘むためにも欠かすことのできない重要な課題と考えます。

見ても、国民の皆さんを初め、各党の皆様の御理解をいただけるものと信じております。

このようないかなければならない課題のものとに、政府は、昭和五十六年度予算においては、歳出面でできる限りの節減合理化を図る一方、税制面において、ただいま議題となつております物品税法改正案等の内国税六法案によって、国民生活はどうしても必要とされる行政水準を維持していくために必要な財源を確保することとして、現行税制の枠組み

の中でも、国民生活や経済に最も影響の少ない形を考慮しつつ必要最小限の増収措置を講じようとしているものであります。また、そうした厳しい状況の中であつて、各般にわたつてきめの細かい配慮が加えられ、また同時に、税負担の公平のための努力も一層払われているものと判断するものであります。

たとえば、物品税の新規課税対象に加えられる物品について、急激な負担の増加を避けるため税率の暫定軽減措置が講ぜられている点、所得税法

改正案において、パート等により家計を助ける主婦や父子家庭の父などにきめの細かい減税を行わ

れているほか、雪おろしの費用等についての難点の措置を講じているものであり、全面的に賛意

されています。言いかえれば、財政の多額な赤字負担において日本経済の安定が今まで支えられましたと言つても過言ではないのであります。しかししながら、このような財政状況をいつまでもいまま放置することがわが国国家経済の将来に確実に予見される高齢化社会の到来、あるいは石油危機を背景とする代替エネルギー需要への対応など、どれ一つとっても、わが国が真剣に取り組んでいかなければならぬ課題は山積してお

る。もちろん、このようないかなければならない課題のものとに、政府は、昭和五十六年度予算においては、歳出面でできる限りの節減合理化を図る一方、税制面において、ただいま議題となつております物品税法改正案等の内国税六法案によって、国民生活はどうしても必要とされる行政水準を維持していくために必要な財源を確保することとして、現行税制の枠組みの中でも、国民生活や経済に最も影響の少ない形を考

慮しつつ必要最小限の増収措置を講じようとしているものであります。また、そうした厳しい状況の中であつて、各般にわたつてきめの細かい配慮が加えられ、また同時に、税負担の公平のための努力も一層払われているものと判断するものであります。

たとえば、物品税の新規課税対象に加えられる物品について、急激な負担の増加を避けるため税率の暫定軽減措置が講ぜられている点、所得税法改正案において、パート等により家計を助ける主婦や父子家庭の父などにきめの細かい減税を行わ

## 官 報 号

を表します。

最後に、政府が財政再建に当たり、徹底した行政改革、財政支出の削減を図ることにつき、不退転の決意を持って臨まれてることを私は高く評価するものであります。今後の安定的経済運営の中においても、社会、経済にはみずみずしい活力が必要であり、それが社会発展の源泉であると考えます。したがって、その中の財政再建は、当然のことながら国民に過度の負担を求めるものであってはなりませんし、同時に、各人もみずからことはみずから責任をもつて守るとの自覚と氣概を国家社会の基盤としたものでなければなりません。行政改革、歳出削減は抽象的なスローガンで達成されるものではありません。それは既存の既得権への挑戦であり、旧来の慣行の打破であります。それは同時に、政策の内容に立ち入って、鋭い見直しによってこそ初めて可能であります。

○議長(徳永正利君) 中野鉄造君。  
〔中野鉄造君登壇、拍手〕

○中野鉄造君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました物品税法、印紙税

を表します。

法及び有価証券取引税法等の一部を改正する法律案、並びに所得税法、法人税法及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対し、反対の態度を表明し、討論を行うものであります。

まず、物品税法等の間接税三法であります。

〔議長退席、副議長着席〕

政府はいざれもその提案理由に「厳しい財政の事情」を挙げております。確かに、財政再建は緊急かつ重要な国民的課題であり、政府、国民が一丸となつて取り組んでいかなければならない問題であります。

印紙税法については、改正のたびにほぼ二倍ずつ引き上げがなされており、過去十三年間に十

倍という引き上げがありますが、その理由は明確ではありません。しかも、印紙税、物品税など、物価の値上げにつながる大衆課税的な性格を持ち、それが引き上げ幅も決して小さなものではありません。

また、有価証券取引税の引き上げについては、

次に、物品税は、本来せいたく品等一般の庶民の点をまず反対理由の第一とするものであります。

○議長(徳永正利君) 中野鉄造君。  
〔中野鉄造君登壇、拍手〕

○中野鉄造君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました物品税法、印紙税

を表します。

生活の水準を超えるものに賦課客体を置くべきであります。本改正案は、このような立法趣旨を崩し、単に国民の消費動向のみに着目して課税強化を図ったものとしか思えないのであります。しかし、單に国民の合意を得られるものではありません。したがって、政府案には賛成できないのであります。

次に、直接税三法についてであります。まず、われわれが反対する第一の理由は、政府が所得税減税を見送り、労働者を中心に巨額の見えざる実質増税を強いていることであります。

政府は、昭和五十六年度を財政再建元年と名づけて取り組んでおりましたが、国民の前に示された具体的な対応策は、行財政改革や補助金整理などの歳出削減、不公平税制の是正が置き去りにされただままで、所得税の減税見送りによる実質増税、中小企業増税など、財政再建イコール増税といふ大衆増税路線の押しつけであります。今日のわが国の国民生活、なかなか勤労者の生活は、いかかわらず、同質に扱われており、不公平と言わざるを得ません。まさに庶民いじめ、中小企業いじめの値上げであり、これを認めることは断じてできないであります。

逆に消費者物価の上昇は政府見通し六・四%を大幅に上回り七・八%にもなる見通しであり、所得の実質収入減を來しております。

加えて、所得税減税の見送りは、労働者に対し

一九・一%と二割に近い大幅な実質増税となるため、物価高と並んで家計を火の車に迫いやるとともに、所得の伸び悩みが個人消費の低下につながり、今後のわが国経済の動向に景気の後退を招くという悪影響をもたらし、結果として税収減となり、財政再建の足場さえも崩しかねません。したがって、所得税減税を見送っている所得税法の改正には強く反対するものであります。

われわれは、このような認識のもとに今日まで所得税減税の実施を要求してまいりました。特に、公明党・国民会議を始めとする五野党的予算修正要求によって議長裁定がなされ、さらに与野党によって所得税減税に対する合意を見たことは一応評価はいたしました。しかしながら、合意事項が剩余金という枠つきである以上、所得税減税の成否は挙げて政府・自民党的今後の財政運営にかかっております。再度、この場をかりて、政府・自民党が所得税減税の実現に最大限の努力をされることを強く要求するものであります。

また、所得税法の改正に当たり、いわゆるパートタイマーなどの非課税限度額を現行の七十万円から七十九万円に引き上げられたことは、かねてからのわれわれの主張でもあり、一応の評価をい

たします。しかし、われわれの要求は非課税限度額を少なくとも九十万円まで引き上げるものであり、加えて主婦がパートタイマーとして働くことを得ない理由が教育費など諸物価の高騰にあることをあわせて考えた場合、政府案程度の改正では反対せざるを得ません。

反対する第二の理由は、法人税の税率引き上げが中小企業に対して過分の増税をもたらすこと、及び政府の不公平税制の是正に対する取り組みがきわめて消極的なことであります。

すなわち、政府の法人税の税率引き上げは、法人も中小法人も一律二%引き上げるというものであります。増税の率から申し上げますと、法人は基本税率四〇%の段階での二%の引き上げですから増税率五%となります。一方、中小法人が多く適用されている税率二八%の段階での二%の引き上げは増税率七%となり、二%の増税率の格差を生じておられます。したがって、われわれ

は、法人税の税率引き上げについても、中小企業の経営に配慮し、少なくとも軽減税率の据え置きと、その適用区分の拡大を要求していたのであります。これらは、これらの点に何らの配慮もなさない法

次に、不公平税制の是正についても政府の姿勢は積極的とは認められません。たとえば、金融・保険業の貸し倒れ引当金の法

は積極的とは認められません。

定額入率を千分の五から千分の三に引き下げるも

とをしておりますが、大蔵省の資料によれば貸し

倒れ実績率は千分の一程度とされ、直面する財政状況とあわせて考えると、さらに積極的な取り組みがあつてしかるべきであります。

また、租税特別措置法についてであります。課税の公平化を図るためのグリーンカードの実施がいまだにあいまいな部分を残していることを初め、交際費の課税強化等についてはさらに配慮すべきであります。このように不公平税制の是正に消極的な態度をとり続けている限り、国民の信頼は得られず、われわれとしても、とうてい納得しがたいのであります。

以上の諸点を指摘し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(秋山長造君) 下田京子君。  
〔下田京子君登壇、拍手〕

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、所

対、有価証券取引税法改正案並びに五十五年度剰余金処理特別法案に對しては賛成の立場から討論を行います。

まず、賛成の二法案についてだいざいます。

有価証券取引税は、株式譲渡益への課税が不十分でありながら依然として対策がとられていないという不備からしても、証券取引の増大や投機的傾向の強まりに見られる資金の相続力から見ても、当然の措置であります。しかも、この措置によって約六百億円もの財源が確保できるものであり、賛成いたします。

また、所得税減税実現のための剰余金処理特別法案は、剰余金が出るかどうか不確定であり、出たとしてもきわめて少額とならざるを得ないことが、大変不十分な点はあります。所得税減税実施の重要性にかんがみ賛成するものです。

次に、残余の増税六法案に反対する理由を述べます。

その第一は、この法改正が国民に大増税を押し付けるものであるからです。

政府自民党は、「財政危機」を口実に、四年間にわたって所得税減税を見送ってきた。その

の所得税負担は、五十二年からの三年間で、実収入の伸びはわずか二割増という中で、それをはるかに上回る六割もの増大となります。また、所得税納税者数も五十六年度までの四年間で六百万人もあえ、生活保護クラスの低所得者層までが課税されるという過酷な事態となっています。このまでは、制度改正をしなくとも、来年度所得税収入は今年度より一兆八千億円も増大し、国民の肩に重くのしかかることになっているのです。

さらだ、来年度は史上空前の一兆四千億円もの新たな増税が予定されており、そのほとんどが中小企業法人税や酒税、物品税、田紙税など国民への増税となっております。今日の国民生活や中小

企業の事態はきわめて深刻でございます。政府の統計によつてさえも、物価の高騰、実質賃金の減少が記録され、その上、あす四月一日からは消費者米・麦・穀、国立大学入学金、郵便はがきが一齊に値上げされます。統いて国鉄、お酒などの値上げもされます。経費のかさむ入学時期を前にして、家計を預かるお母さんたちが毎日の食費を切り詰めながらやりくりにどれほど心を痛めているのか、政府は御存じないのでしょうか。中小企業の倒産件数も、日本經濟の危機ラインと言われる月におきましても、名目所得二年連続マイナスといふ状態になつております。この事態を見れば、むろいまこそ財政を國民生活防衛に役立たせる立場から、できる限りの減税措置をこそ講すべきではありませんか。政府の言う「財政再建」とは、國民犠牲の増税路線そのものであり、これら法案はまさにその内容をなすものにはなりません。

反対の第二の理由は、今回の税制改正が不公平税制を温存し、むしろ拡大していることであります。

わが国財政の危機も、もとはと言えば、過去の景気対策のための大企業への大規模なばらつき財政や税の恩典的軽減措置にあつたことは明白です。その結果、今日、大企業は世界的規模に成長しました。そして、未曾有のもうけを計上し、内閣が図られるなど、むしろ逆に税の不公平を拡大する措置さえとられております。この姿勢こそ政府の反国民的本質を暴露するものと言わざるを得ません。

反対の第三の理由は、これら法案による増税がいわば軍備拡張のための財源となるものであることです。そこで、このような予算のための大増税は断じて容認できないのでござります。

ところで、今回の法案審議に当たり、いわゆる日切れ法案であることを理由に、わが党の徹底審議の要求を無視し、きわめて短時間に多数の法案が採決された経過にいたしまして、委員会で得ませんでした。

この経過は、財政再建の名によって進められておりました。特に軍事費は、アメリカや財界の要望に沿つた中期業務見積りの一年繰り上げ達成に向け、将来にわたる大膨張路線を進み始めたと言えん。

わが党が本院予算委員会でも指摘したように、

ものにとどまらず、法人税法本法に含まれた優遇措置がその手段となつていることは明らかでござ

います。ことに大胆なメスを入れ、大企業、大資本家に適正な税負担を求めてこそ税の公平は確保

できるのであります。わが党の試算でも、これら

措置によって三兆円程度の財源を生み出すことが可能となるのであります。ところが、今回、省

エネルギー投資促進を名目に大企業向けの優遇措

置が図られるなど、むしろ逆に税の不公平を拡大

する措置さえとられております。この姿勢こそ政

府の反国民的本質を暴露するものと言わざるを得

ません。

政府は、自衛隊のために一機八十四億円もあるF

15戦闘機を百機も購入することとしているばかり

か、それを核攻撃から守ると称して一機分三億六

千万円ものシェルターの整備を計画しております。

国民の生活を押しつぶし、子供たちの教育や

生活の場を破壊しておきながら、戦闘機の方が大き

事だとでも言つうのでしょうか。わが党は、世界と

日本の平和、お年寄りや障害者の皆さんの幸せ、

お母さんの安心、子供たちの夢と希望を願うからこそ、このようない予算のための大増税は断じて容

認できないのでござります。

ところで、今回の法案審議に当たり、いわゆる

日切れ法案であることを理由に、わが党の徹底審

議の要求を無視し、きわめて短時間に多数の法案

がその危険な内容が解明されないまま委員会で

採決された経過について、この際一言言わざるを得ません。

この経過は、財政再建の名によって進められて

おりました。特に軍事費は、アメリカや財界の要望

する政府自民党の大増税路線の反国民性を物語る

ものであると同時に、議会制民主主義と財政の國

会議決主義を形骸化するものと断言せざるを得ま

せん。

各種の引当金や準備金、減価償却や特別償却、

倒産件数も、日本經濟の危機ラインと言われる月

## 官報(号)

最後に、わが党は、今回所得税減税の必要性、重要性にかんがみ、恒久的措置として、低所得者に有利な税額控除方式により六千億円の規模で実施するための所得税法及び法人税法の修正案を提起してまいりましたが、自民党などの反対によってついに実現するに至りませんでした。しかし、国民世論の主張するところは明らかです。大型新税導入など政府の大増税路線を許さず、国民向け減税の実現、税制の民主的改革を願う広範な国民の皆さんと御一緒に奮闘する決意を述べ、私の討論を終わります。(拍手)

## ○副議長(秋山長造君) 小西博行君。

## 〔小西博行君登壇、拍手〕

○小西博行君 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、ただいま議題となつております所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案に対しまして、一括して反対の討論を行います。

わが党は、国民生活の安定向上を図る立場から、来年度予算においては行財政改革の断行と不

上げなどにより、大衆増税によらない財政再建予算を編成するよう強く主張してまいりました。これに対し、政府が来年度において物品税、酒税、印紙税、中小企業の法人税率の引き上げなどの増税を図ろうとしていることは、国民生活全般や中小企業經營に多大な悪影響を及ぼすものであり、きわめて遺憾であります。

経済企画庁の試算によれば、物品税と酒税の増税が来年度の消費者物価に与える影響は直接的なものだけでも〇・一八%であり、公共料金の軒並み引き上げとともに、国民生活を大きく揺るがすことには必至であります。しかも、物価調整減税は三年続けて見送られました。これは事実上の所得税増税と言ふべきであります。このように、来年度予算案は、行財政改革をないがしろにし、財政再建の名のもとに国債の二兆円減額を国民生活全般に多大な影響を及ぼす大幅増税で補おうとする大衆増税予算と断ざざるを得ないのであります。

このようないくつかの観点から、ます所得税について少し申し述べたいと存じます。

第一次石油危機を契機としてわが国経済は激しいインフレに見舞われ、次いで長い深刻な不況に

陥ったのでありますが、その痛手から回復したのもつかの間で、一昨年来、再び第一次石油ショックの影響をもろに受けたのであります。わが国経済は、このショックを実質賃金の低下に見られるのであるならば、この際労働者や中小企業者に対する各種の大増税を取りやめるとともに、五十三年以来据え置かれたままになっている各的控

が、消費者物価指数がこれを上回り八・〇%上昇しました。すなわち、昨年一年間の名目賃金は前年に比べ七・〇%増加したのであります。が、消費者物価指数がこれを上回り八・〇%上昇したため、昨年一年間の平均実質賃金は対前年比〇・九%減となり、戦後統計史上初めての賃金日金はその金額を所得税減税に充てることが与野党間で合意されました。幸い、議長裁定により、五十五年度の剩余金は、かねてより法人税については、実効税率の低位、法人の租税能力の余地の存在、企業収益の回復等にかんがみ、大企業の法人税率を二%引き上げることも、中小法人の軽減税率の適用所得限度、現行七百万円を千二百万円に引き上げるべきだと強く主張してまいりました。これに対し今回の改正案は、税率の引き上げを大企業に対してのみならず、中小法人、公益法人、協同組合等に対しても一律に行われようとされ、同時に、中小法

人に対する軽減税率の適用所得限度を八百万円に

痛感されるならば、そしてまた同時に、政府が来

年度において個人消費を中心とする民間の活力に

より五・三%の実質経済成長の達成を期待されるのであるならば、この際労働者や中小企業者に対する各種の大増税を取りやめるとともに、五十三年以来据え置かれたままになっている各的控

除の引き上げなどの所得税減税を行なうべきであります。幸い、議長裁定により、五十五年度の剩余

金はその金額を所得税減税に充てることが与野党間で合意されました。幸い、議長裁定により、五十五年度の剩余

## 官報(号外)

引き上げるにとどめでおられる」とは、どういわれわれの容認できるところではありません。申し上げるまでもなく、金融機関の取引先企業に対する厳しい選別融資、公共投資の抑制、個人消費の低迷、住宅建築の不振、素材部門を中心とした在庫調整の大幅なおくれなどにより、このところ中小企業の倒産が相次いでおり、昨年一年間の企業倒産は、件数、負債総額とも五十二年に次いで史上二番目の高水準を記録したのであります。さらに、今後緩和の方向にある金融政策の効果が中小企業に浸透するには時間がかかること、また、円高や貿易摩擦により、これまで景気の牽引力であった輸出の伸びが余り期待できないことなどから、企業倒産は引き続き高水準で推移することが予想されるわけであります。

このように、中小企業を取り巻く環境はきわめて厳しい状況にあるにもかかわらず、財政再建の名のもとに政府は、これに追い打ちをかけるかのように中小法人に対しても二‰の税率引き上げを求め、かつ中小法人に対する軽減税率の適用所得限度額を八百万円に引き上げるだけにとどめられたことは、現下の中小企業経営の実態と、来年度におけるわが国経済の成長に果たすべき中小企業

を初めとする民間企業の活力に及ぼす悪影響とを

全く無視したもので、はなはだ遺憾に思ふものであります。政府の猛省を促してやみません。

さらに、租税特別措置についてであります。わが党はかねてより、社用族天国との批判が多いことから、交際費は原則として益金扱いとするよう主張してまいりました。これに対し、政府は、

来年度の税制改正において、当初交際費課税のかなりの強化を検討されていたにもかかわらず、最終的にはわずかばかりの課税強化にとどめられたのであります。また、有価証券取引税についても、同じく不十分な課税強化にとどめられていることはきわめて遺憾であります。

まず、物品税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

表决は記名投票をもって行います。本案に賛成をいたしました。

まず、物品税法の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

青色票

百一票

よつて、本案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名  
百三十一名

安孫子藤吉君  
井上 吉夫君

井上 裕君  
伊江 朝雄君  
岩動 道行君  
石本 茂君  
板垣 正君

上田 稔君  
岩上 二郎君  
岩崎 純二君  
植木 光教君

臼井 庄一君  
江島 淳君  
遠藤 要君  
大石 武一君  
大島 友治君

鷹藤征士郎君  
遠藤 政夫君  
大木 浩君  
岡田 広君

遠藤 三郎君  
長田 裕二君  
加藤 武徳君  
梶原 清君  
片山 正英君

金井 元彦君  
金丸 三郎君  
龜井 久興君  
川原新次郎君

○副議長(秋山長造君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

【投票執行】

【参事氏名を点呼】

○副議長(秋山長造君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉しを要する不公正が温存されており、今後その不公正是正に政府が全力を傾注されるよう強く求め、議題となつております六法の改正案に括して反対の態度を明らかにいたしまして、私の討論を終わらせていただきます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

【議場開鎖】

【参事投票を計算】

○副議長(秋山長造君) 投票の結果を報告いたします。

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたしました。

投票総数

一百三十一票  
百三十一票

昭和五十六年三月三十一日 参議院会議録第十号

物品税法の一部を改正する法律案外七件

河本嘉久藏君	木村 晖男君	林 寛子君	林 道君
北 修二君	楠 正俊君	原 文兵衛君	林 基徳太郎君
熊谷太三郎君	熊谷 弘君	平井 卓志君	福岡日出麿君
藏内 修治君	源田 実君	福島 茂夫君	福田 宏一君
古賀雷四郎君	後藤 正夫君	藤井 幸男君	藤井 裕久君
郡 祐一君	佐々木 满君	堀内 俊夫君	堀江 正夫君
斎藤栄三郎君	斎藤 十朗君	降矢 敬雄君	細川 譲麿君
坂野 重信君	坂元 親男君	増岡 康治君	坂倉 藤吉君
山東 昭子君	志村 愛子君	町村 金五君	原 文兵衛君
新谷寅三郎君	鈴木 正一君	田代由紀男君	高木 和美君
鈴木 省吾君	世耕 政隆君	高橋 勝三君	高杉 錠忠君
閔口 恵造君	園田 清充君	竹内 漢彦君	竹田 四郎君
田沢 智治君	田原 武雄君	土屋 義彦君	対馬 孝且君
田中 正巳君	鈴木 一弘君	名尾 良孝君	戸叶 武君
高木 正明君	高橋 清充君	内藤督三郎君	高杉 錠忠君
高平 公友君	竹内 漢彦君	阿具根 登君	竹田 四郎君
谷川 寛三君	玉置 和郎君	赤桐 操君	対馬 孝且君
塚田十一郎君	土屋 義彦君	中尾 辰義君	戸叶 武君
戸塚 進也君	名尾 良孝君	白木久保重光君	高杉 錠忠君
内藤 健君	内藤督三郎君	青木 薪次君	高木 健太郎君
中西 一郎君	中村 啓一君	西ヶ久保重光君	多田 省吾君
中村 太郎君	中村 榮二君	大木 正吾君	桑名 義治君
中山 太郎君	仲川 幸男君	加瀬 完君	白木義一郎君
夏目 忠雄君	成相 善十君	片岡 勝治君	田代富士勇君
西村 尚治君	野呂田芳成君	勝又 武一君	高木健太郎君
長谷川 信君	秦野 章君	守君	多田 省吾君
初村滝一郎君	鳩山威一郎君		桑名 義治君

反对者(青色票)氏名	百一名	反対者(青色票)氏名	百一名
阿具根 登君	青木 薪次君	赤桐 操君	西ヶ久保重光君
中尾 辰義君	大木 正吾君	中尾 辰義君	小野 明君
白木義一郎君	柏原 ヤス君	白木久保重光君	大森 昭君
田代富士勇君	中野 清幸君	田代富士勇君	中野 明君
高木健太郎君	鶴岡 洋君	高木健太郎君	鶴岡 洋君
多田 省吾君	原田 立君	多田 省吾君	原田 立君
桑名 義治君	立君	桑名 義治君	立君
白木義一郎君	馬場 富君	白木義一郎君	馬場 富君
田代富士勇君	藤原 房雄君	田代富士勇君	藤原 房雄君
高木健太郎君	峯山 昭範君	高木健太郎君	峯山 昭範君
多田 省吾君	矢追 秀彦君	多田 省吾君	矢追 秀彦君
桑名 義治君	市川 正一君	桑名 義治君	市川 正一君

○副議長(秋山長造君) 次に、印紙税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

よって、本案は可決されました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

本案に賛成の諸君の起立を認めます。

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

次に、有価証券取引税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

よって、本案は可決されました。

次に、所得税法の一部を改正する法律案の採決

をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案の採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

た。

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、日本放送協会の昭和五十六年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める件

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認

昭和五十六年三月三十一日

逓信委員長 福間 知之

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保すること。  
二、協会は、長期経営構想の検討をさらにすめらるほか、受信料の確実な収納、受信契約の開発及び経費の節減に一層努め、今後における受信料改定を極力抑制すること。

一、協会は、視聴者の理解と信頼を深めるため、多様化する視聴者の意向を幅広く吸収し、番組編成に反映させるとともに、協会の使命と現状についてさらに周知徹底を図ること。

一、放送衛星の実用化にあたっては、すみやかに放送政策に関する基本方針を策定し、難視聴対策、非常災害対策等各般にわたり、国民的視野に立つてその有効的活用を図ること。

一、国際交流の緊密化に資するため、一層国際放送を充実強化するとともに、国庫交付金の増額に配意すること。

一、放送網の拡充、視聴者の意向に応じた番組の編成、営業活動の積極化による受信料収入の確保等に重点をおいている。

また、事業計画においては、テレビ・ラジオ放送網の拡充、視聴者の意向に応じた番組の編成、営業活動の積極化による受信料収入の確保等に重点をおいている。

これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当なものと認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認

放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和56年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会昭和56年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和56年度収支予算

予算總則

第1条 昭和56年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徵收する受信料の月額は、カラーテレビジョン放送を含まない受信の契約（以下「普通契約」という。）にあっては520円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約（以下「カラー契約」という。）にあっては880円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ5,720円、9,680円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ2,860円、4,840円とする。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徵收する受信料の月額は、特例措置として普通契約410円、カラー契約760円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ4,510円、8,360円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ2,255円、4,180円とする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此此流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行なうときは、経営委員会の議決を経て、他の項と彼此流用することができる。

第5条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わないときは、同一計画事項の支出において、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算總則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において後期繰越金を生じた場合は、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算における事業収支差金と事業取支差金受入れとの差額は、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べができる。

2 この場合において、事業収支差金が予算額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べができる金額を増減することができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条 国際放送並びに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選舉放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に関係ある経費の支出に充てることができる。

昭和56年度収支予算書

(事業収支)	
(款)事業収入	282,973,802千円
(項)受信料	276,812,682千円
交付金収入	1,003,414千円
収入	5,433,846千円
雜別収入	223,860千円
(款)事業支出	271,834,117千円
(項)給与	92,834,239千円

日本放送協会の事業運営は、昭和55年度における受信料改定時期の遅れによる減収及び経済的諸条件の変動等により、厳しい状況下に推移している。

昭和56年度は、この厳しい状況をふまえ、経営計画の第2年度として、財政の安定を図ることを基本課題とし、収入の確保に全力を傾注するとともに、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、視聴者の意向を受けとめ、これを事業運営に積極的に反映して、放送の全国普及とすぐれた放送の実施に努めることとする。

1) 放送網の建設については、ナレッジン、ラジオ放送とも視聴者の要請にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の建設を行うほか、放送衛星について必要な設備の整備を進めるとともに、ラジオにおいては、中波放送所の増力整備を行うほか、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。

と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

3) 社会環境の激しい変化の中で、地域の特性に即したきめ細かい施策により、更に幅広い聴取者の意向を吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、協会の基本的性質等について、聴取者の理解と信頼を深めるため、聴取者会議の運営等の諸活動を強化する。

4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、受信契約の増加と受

5) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際情の理解と親善に寄与するた  
め、最初の本邦開拓を矢張りレコード、写真の出版を行つて

〔3〕 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進して、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

3) 前年度に引き続き、通信・放送衛星機器に対する出資を行う。

昭和 56 年度 事業計画

- (1) テレビジョン放送網計画  
テレビジョン放送の難視聴地域の解消をより効率的に進めることとし、130地区にテレビジョンの建設を完成し、60地区の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、370施設を設置する。  
また、テレビジョン音声多重放送の拡充に必要な設備の整備及び県域放送のためのテレビジョンの調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の整備等を行う。  
なお、放送衛星についても必要な設備の整備を進める。  
これらに要する経費は、101億2,600万円である。
- (2) ラジオ放送網計画  
中波放送所の増力整備等を進めるほか、中波放送局3局の建設を完成するとともに、FM放送局5局の建設を完成し、5局の建設に着手する。  
また、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。  
これらに要する経費は、39億2,900万円である。
- (3) 演奏所整備計画  
老朽、狭隘な地方放送会館の整備を取り進める。  
これに要する経費は、7億5,500万円である。
- (4) 放送設備整備計画  
ローカル放送充実のための放送機器の整備を行なうほか、老朽の著しい報道取材用機器及び中継放送用機器の更新整備等を行う。  
これらに要する経費は、77億7,400万円である。
- (5) 研究設備、一般施設整備計画等  
新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器の整備を行なうほか、宿舎の整備等を行う。  
これらに要する経費は、44億1,600万円である。
- 3 事業運営計画
- (1) 要員及び給与  
要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめることとし、年度内に120人の減員を行い、総員を16,450人とする。  
これに要する給与は、総額928億3,433万9千円である。
- (2) 國内放送  
ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、1日17時間30分(週間平均)の放送時間により、広く一般を対象とした普遍性ある放送として、夜間の番組の刷新、特別企画番組の積極的編成、開発に努める。また、音声多重放送については、放送時間と放送地域の拡充を行う。教育放送は、1日18時間の放送時間によ

り、各種教育番組を中心にして編成し、教育、教養番組の充実強化を図る。ローカル放送は、1日1時間30分の放送時間により実施することとし、地域の特性に即した番組を一層充実して、ローカルサービスの向上を図る。  
ラジオ放送においては、第1放送は1日19時間、第2放送は1日18時間30分の放送時間により、番組の刷新を図り、聴取者の嗜好傾向に対応した番組の編成を行う。また、FM放送は、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心にして編成し、聴取者の意向にこたえて充実を図る。  
放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまつて、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。  
このため、番組関係に要する経費の総額は、470億353万円である。すなわち、番組制作に423億2,248万4千円、番組の編成企画その他に46億8,104万6千円である。  
イ 放送施設の運用維持については、置局等による設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。  
これに要する経費は、173億9,904万2千円である。  
ウ 通信施設関係については、前年度67億7,682万9千円に対し、5,617万9千円の増額となり、総額68億3,300万8千円である。  
以上により、国内放送費総額は、前年度666億7,659万2千円に対し、45億5,868万8千円の増額となり、総額712億3,558万円である。

(3) 國際放送  
国際放送については、1日37時間の放送時間により、ニュース・インターナショナル番組、各地域の特徴性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与するとともに、海外の日本人に対する内外諸情報の提供を積極的に行なう。また、聴取の実態に即して、受信の改善に努める。  
このため、前年度16億7,386万8千円に対し、4,911万3千円の増額となり、総額17億2,778万1千円である。

(4) 広報及び営業活動  
社会環境の激しい変化の中で、地域の特性に即したきめ細かい施策により、更に幅広い、視聴者の意向を積極的に吸収し、これを事業運営的に確実に反映させるとともに、公共放送としての協会の基本的性格と受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。  
また、社会情勢の変化に対応し、受信料負担の公平を期するため、視聴者の生活様式に即した営業活動を大都市を重点に積極的に推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めるとともに、放送受信環境の多様化に対し、受信サービス活動を強化して、視聴者の要請にこたえる。  
このため、前年度371億6,660万2千円に対し、28億8,927万8千円の増額となり、総額400億5,883万円である。すなわち、広報に10億8,664万1千円、受信改善に14億5,610万7千円、契約取扱に292億2,413万2千円、未収受信料欠損償却費に82億8,900万円である。

(5) 調査研究  
調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るため、番組面においては、

て、番組視聴状況調査並びに意向調査等を行い、技術面において、放送技術新分野の開発研究、カーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度 31 億 6,046 万 1 千円に対し、5,010 万 5 千円の増額となり、総額 32 億 1,056 万 6 千円である。

#### (6) 経営管理

経営管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減を図ることともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度 349 億 4,066 万 2 千円に対し、34 億 3,239 万 8 千円の増額となり、総額 383 億 7,296 万円である。ななわら、一般管理に 25 億 4,091 万 4 千円、施設の維持管理に 44 億 4,346 万 2 千円、職員の厚生保健に 165 億 2,614 万 6 千円、退職手当その他に 148 億 6,223 万 8 千円である。

#### (7) 減価償却費、財務費及び予備費

減価償却費 178 億円、放送債券発行償還経費、支払利息等の財務費 34 億 5,653 万 1 千円及び予備費 25 億円を計上する。

#### (8) 特別収入及び特別支出

特別収入は、固定資産売却益等 2 億 2,386 万円を計上する。

特別支出は、固定資産売却損等 6 億 4,058 万円を計上する。

#### (9) 事業収支差金

事業収支差金 111 億 3,968 万 5 千円については、このうち 74 億 9,300 万円を債務償還のため事業収支差金受入れに計上し、36 億 4,688 万 5 千円を翌年度の財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べる。

#### 4 受信契約者数

##### (1) 普通契約

##### ア 有料契約者見込数

区 分	昭和 56 年度	昭和 55 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 者 數	2,408,000	2,508,000	▲ 100,000
年 度 内 新 規 契 約 者 數	380,000	390,000	▲ 10,000
年 度 内 解 約 者 數	430,000	490,000	▲ 60,000
年 度 内 增 加 契 約 者 數	△ 50,000	△ 100,000	△ 50,000

##### イ 受信料免除者見込数

区 分	昭 和 56 年度	昭 和 55 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 者 数	407,000	413,000	▲ 6,000
年 度 内 新 規 免 除 者 数	16,000	17,000	▲ 1,000
年 度 内 解 約 者 数	28,000	23,000	△ 5,000
年 度 内 增 加 免 除 者 数	△ 7,000	△ 6,000	△ 1,000

#### (2) カラー契約

##### ア 有料契約者見込数

区 分	昭 和 56 年度	昭 和 55 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 者 数	26,226,000	25,736,000	+ 500,000
年 度 内 新 規 契 約 者 数	2,220,000	2,100,000	+ 120,000
年 度 内 解 約 者 数	1,620,000	1,600,000	+ 20,000
年 度 内 增 加 契 約 者 数	600,000	500,000	+ 100,000

##### イ 受信料免除者見込数

区 分	昭 和 56 年度	昭 和 55 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 者 数	305,000	275,000	+ 30,000
年 度 内 新 規 免 除 者 数	66,000	56,000	+ 10,000
年 度 内 解 約 者 数	34,000	26,000	+ 8,000
年 度 内 增 加 免 除 者 数	32,000	30,000	+ 2,000

##### (参考1)

前記4のうち沖縄県の区域における受信契約者数

##### (1) 普通契約

##### ア 有料契約者見込数

区 分	昭 和 56 年度	昭 和 55 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 者 数	38,000	41,000	- 3,000
年 度 内 新 規 契 約 者 数	3,000	3,000	0
年 度 内 解 約 者 数	5,000	6,000	- 1,000
年 度 内 增 加 契 約 者 数	2,000	3,000	- 1,000

##### イ 受信料免除者見込数

区 分	昭 和 56 年度	昭 和 55 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 者 数	5,040	4,920	+ 120
年 度 内 新 規 免 除 者 数	140	130	+ 10
年 度 内 解 約 者 数	10	10	0
年 度 内 增 加 免 除 者 数	130	120	+ 10

(2) カラー契約  
ア 有料契約者見込数

区	分	昭和56年度	昭和55年度	増減
年度 初頭 契約者数		178,000	170,000	8,000
年度内新規契約者数		33,000	32,000	1,000
年度内解約者数		26,000	24,000	2,000
年度内增加契約者数		7,000	8,000	-1,000

(参考2)  
有料契約者見込数

区	分	昭和56年度	昭和55年度	増減
年度初頭契約者数		1,260	860	400
年度内新規契約者数		640	520	120
年度内解約者数		240	120	120
年度内增加契約者数		400	400	0

外(中)報

- 1 資金計画の概要  
昭和56年度取支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による人金総額2,945億6,747万1千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額2,897億8,103万5千円をもつて施行する。
- 2 入金の部  
受信料については、受信料収入予算2,768億1,268万2千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額2,652億6,017万5千円を予定する。  
放送債券については、70億円発行による入金額69億3,000万円、長期借入金については、19億9,300万円を予定する。
- このほか、国際放送関係等交付金収入10億341万4千円、受入利息等収入54億3,384万6千円、固定資産売却収入2億3,878万円、放送債券償還積立資産のもどし入金7億7,000万円、有価証券売却その他の入金129億3,825万6千円を見込む。
- 以上により人金額は、総額2,945億6,747万1千円である。

3 出金の部  
事業経費2,378億9,800万6千円、建設経費270億円、放送債券の償還7億7,000万円、長期借入金の返還42億1,700万円、出資2億7,350万円、支払利息等の経費33億491万円、放送債券償還積立資産への繰入額32億7,600万円、予備費25億円、有価証券購入その他の出金105億4,161万9千円を合わせ出金額は、総額2,897億8,103万5千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の4半期別見込は、下記のとおりである。

(単位 千円)

区	分	第1・4半期	第2・4半期	第3・4半期	第4・4半期	合計
1. 前期末資金高		12,000,000	12,382,786	12,948,068	13,796,921	12,000,000
2. 入 受信料券金		73,232,858	59,686,961	83,226,043	78,421,609	294,567,471
放送債券金		65,798,726	55,244,580	73,331,606	70,885,263	265,260,175
長期借入金		0	0	0	6,930,000	6,930,000
交付金		0	0	0	1,993,000	1,993,000
収入		250,047	250,692	251,337	251,338	1,003,414
固定資産売却収入		841,484	1,882,440	827,484	1,882,438	5,433,846
放送債券償還積立資産もどし入れ		0	0	0	4,695	238,780
有価証券売却その他の入金		6,337,906	2,304,554	1,660,921	2,634,875	12,938,256
3. 出 事業建設費		72,370,072	59,601,679	82,377,190	75,432,094	289,781,035
金		61,903,450	52,837,899	70,023,830	58,132,827	287,898,006
費用		8,080,239	3,976,670	7,117,359	7,825,732	27,000,000
償還		0	210,000	210,000	350,000	770,000
放送債券償還積立資産繰入		0	0	0	4,217,000	4,217,000
長期借入金返還		136,750	0	136,750	0	273,500
支払利息等の経費		583,014	952,110	764,251	1,005,535	3,904,910
放送債券償還積立資産繰入		0	0	0	3,276,000	3,276,000
予備費		625,000	625,000	625,000	625,000	2,500,000
有価証券購入その他		1,041,619	1,000,000	3,500,000	5,000,000	10,541,619
4. 期末資金有高		12,362,786	12,948,068	13,796,921	16,786,436	16,786,436

日本放送協会昭和56年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和56年度收支

予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和56年2月

郵政大臣

は置かれておりません。

なお、本件には、おおむね適切である旨の郵政

議員

出席者は左のとおり。

議長 徳永 正利君

副議長 秋山 長造君

鶴岡 洋君

中野 鉄造君

大川 清幸君

渡部 通子君

馬場 富君

和泉 照雄君

小西 壇行君

桑名 義治君

中野 明君

太田 浩夫君

中村 銀一君

伊藤 郁男君

谷川 寛二君

塩出 啓典君

宮崎 正義君

原田 立君

藤原 房雄君

柳澤 鍊造君

井上 誠君

井上 裕君

田代由紀男君

三木 忠雄君

峰山 昭範君

黒柳 明君

田代高十郎君

三治 重信君

柄谷 道一君

原 文丘衛君

細川 謙蔵君

矢追 秀彦君

鈴木 一弘君

波谷 邦彦君

柏原 ヤス君

栗林 卓司君

木島 則夫君

中村 穎一君

志村 愛子君

二宮 文造君

多田 省吾君

小平 芳平君

白木義一郎君

中尾 辰義君

藤井 恒男君

田淵 哲也君

新谷重二郎君

安井 謙君

大石 武一君

青島 幸男君

山田 勇君

(外) 報道

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和56年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和56年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適

当と認める。

なお、協会は、昭和56年度において受信料額の改定を行い、当面、財政基盤の安定を確保したところであるが、受信料額の増加が限界に達しつつある現状において、協会の経営は依然として厳しい状況に置かれていると考える。

協会は、この厳しい経営環境を深く認識し、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配意すべきである。

記

1 協会は、公共放送機関としての社会的使命を全うするため、長期的展望に立った経営の在り方にについての検討を更に進めるべきである。

2 協会は、経営の基盤である受信料の確実な収納を図るとともに、経営の合理化と徹底した経費削減を着実に実施し、極力長期にわたり受信者の負担増を免れないよう努めるべきである。

3 協会は、視聴者の意向を積極的に吸収し、これを事業運営に反映させるとともに、協会に対する視聴者の理解と信頼を深めるための施策を、今後とも創意と工夫を凝らして実施すべきである。

[報道委員会開設場所 拍手]

○報道委員会開設場所 だだふき議題となつた事件についての報告書の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和五十六年度収支予算、事業計画及び資金計画によりて固余の承認を求めるよいといふのであります。

その概要を申し上げますと、収支予算にあがひては、事業収入は一千八百一十九億七千

[報道委員会開設場所 拍手]

業収支は百十一億四千万円の黒字となりております。

これが、このうち七十五億円を債務償還のため資本

取支に繰り入れ、残余の三十六億四千万円を翌年

度の財政安定化財源として繰り延べるといふた

しております。

本件は、副議長(秋山長造君)

過半数と認めます。

本件は承認するに決しました。

本件は、本件は承認するに決しました。

午後八時四十三分散会

江田 五月君	森田 重郎君	江島 淳君	宮田 輝君	大河原太一郎君
前島英三郎君	秦 豊君	真鍋 賢二君	中村 太郎君	夏日 忠雄君
田 英夫君	野末 陳平君	熊谷 弘君	太田 章君	遠藤 政夫君
岩上 二郎君	前田 黙男君	鎌木 正一君	田原 武雄君	福岡日出麿君
松尾 官平君	井上 孝君	龜長 友義君	北 修二君	堀内 俊夫君
藤井 裕久君	円山 雅也君	大島 友治君	金丸 三郎君	大鷹 淑子君
増岡 康治君	堀江 正夫君	岡田 広君	石本 茂君	斎藤栄三郎君
降矢 敬義君	林 寛子君	亀井 久興君	長田 裕二君	赤堀 清亮君
高橋 圭三君	竹内 澄君	坂野 重信君	内藤晉三郎君	園田 喬治君
戸塚 進也君	河本嘉久藏君	安田 又三君	村田 秀三君	青木 薦次君
平井 卓志君	片山 正英君	古賀雷四郎君	山内 一郎君	小柳 勇君
井上 吉夫君	下条進一郎君	世耕 政隆君	安孫子藤吉君	瀬谷 英行君
遠藤 要君	堺田十一郎君	安田 隆明君	玉置 和郎君	対馬 孝且君
金井 元彦君	白井 莊一君	町村 金五君	小谷 守君	阿具根 登君
鳴崎 無君	八木 一郎君	植木 光教君	坂倉 藤吾君	加瀬 完君
上條 勝久君	中西 一郎君	岩動 道行君	鈴木 和美君	宮本 顯治君
桧垣徳太郎君	源田 実君	山本 富雄君	佐藤 三吾君	藤田 進君
郡 祐一君	塙田十一郎君	山田耕三郎君	大木 達郎君	八百板 正君
田中 正巳君	白井 莊一君	小澤 太郎君	吉田 正雄君	宮下 泰君
熊谷太三郎君	八木 一郎君	加藤 武徳君	本間 昭次君	小山 一平君
初村淹一郎君	源田 実君	町村 金五君	山田 讓君	川村 清一君
岩崎 純三君	塙田十一郎君	植木 光教君	下田 京子君	小野 明君
中村 啓一君	白井 莊一君	岩動 道行君	大森 昭君	西村 高雄君
藤井 孝男君	高平 公友君	山本 富雄君	近藤 忠孝君	農林水産大臣
仲川 幸男君	野呂田芳成君	山田耕三郎君	丸谷 金保君	通商産業大臣
成相 善十君	村上 正邦君	小澤 太郎君	安恒 良一君	田中 六助君
板垣 正君	森山 真弓君	加藤 武徳君	大木 正吾君	山内 一郎君
岩本 政光君	森山 真弓君	坂倉 藤吾君	勝又 武一君	大蔵大臣
佐々木 满君	降矢 敬雄君	鈴木 和美君	大木 正吾君	渡辺美智雄君
森下 泰君	森山 真弓君	佐藤 三吾君	吉田 正雄君	高橋 高夫君
長谷川 信君	後藤 正夫君	内藤 健君	本間 昭次君	田中 六助君
伊江 朝雄君	伊江 朝雄君	田沢 智治君	山田 让君	山内 一郎君
村沢 牧君	川原新次郎君	岡部 三郎君	下田 京子君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	片山 基市君	大森 昭君	大蔵大臣
神谷信之助君	山崎 昇君	野田 哲君	近藤 忠孝君	農林水産大臣
佐々木 满君	山崎 昇君	志苦 裕君	丸谷 金保君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	安恒 良一君	田中 六助君
板垣 正君	山崎 昇君	福間 知之君	大木 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	勝又 武一君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	大木 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	大蔵大臣
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	農林水産大臣
立木 洋君	和田 静夫君	矢田部 理君	吉田 正吾君	通商産業大臣
立木 洋君	和田 静夫君	志苦 裕君	吉田 正吾君	田中 六助君
立木 洋君	和田 静夫君	柏谷 照美君	吉田 正吾君	山内 一郎君
立木 洋君	和田 静夫君	福間 知之君	吉田 正吾君	内閣大臣
立木 洋君	和田			

## 外号報

53

大蔵委員	辞任	福岡日出麿君	野呂田芳成君	片山 甚市君	寺田 熊雄君	懲罰委員	辞任	小野 明君	田 英夫君	前島英三郎君	片山 甚市君	寺田 熊雄君
文教委員	辞任	鍋島 直紹君	松浦 功君	佐藤 三吾君	対馬 孝且君	廣田 幸一君	大木 正音君	竹田 四郎君	田代富士男君	原田 立君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
社会労働委員	辞任	下田 京子君	佐藤 昭夫君	佐藤 三吾君	石破 一朗君	関口 恵造君	桑名 義治君	馬場 富君	中尾 辰義君	中村 錠一君	喜屋武真榮君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員	辞任	松浦 功君	田代由紀男君	下田 京子君	佐藤 昭夫君	坂元 親男君	上田耕一郎君	伊藤 郁男君	小笠原貞子君	前島英三郎君	山田 勇君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
商工委員	辞任	佐藤 昭夫君	福岡日出麿君	福岡日出麿君	福岡日出麿君	坂元 親男君	坂元 親男君	吉田 正雄君	吉田 正雄君	坂元 親男君	（衆第二五号）	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員	辞任	佐藤 昭夫君	福岡日出麿君	福岡日出麿君	福岡日出麿君	坂元 親男君	坂元 親男君	吉田 正雄君	吉田 正雄君	坂元 親男君	（衆第二六号）	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
議院運営委員	辞任	佐藤 昭夫君	福岡日出麿君	福岡日出麿君	福岡日出麿君	坂元 親男君	坂元 親男君	吉田 正雄君	吉田 正雄君	坂元 親男君	（衆第二七号）	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
付託した。												
国会議員互助年金法の一部を改正する法律案		付託した。										
(議院運営委員長提出) (衆第二五号)		付託した。										
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律		付託した。										
の一部を改正する法律案(衆第二六号)		付託した。										
國稅暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法		付託した。										
て議長は即日これを大蔵委員会に付託した。		付託した。										
下条進一郎君		付託した。										
佐藤 三吾君		付託した。										
高木 正明君		付託した。										
竹内 漢君		付託した。										
中西 一郎君		付託した。										
岩動 道行君		付託した。										
長谷川 信君		付託した。										
林 寛子君		付託した。										
大森 昭君		付託した。										
志苦 裕君		付託した。										
山中 郁子君		付託した。										
安武 洋子君		付託した。										
（衆第一六号）		付託した。										
次の議案を外務委員会に付託した。		付託した。										
東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター		付託した。										
を設立する協定の締結について承認を求めるの		付託した。										
件(閣案第九号)		付託した。										
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決		付託した。										
した旨衆議院に通知した。		付託した。										
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案		付託した。										
酒税法の一部を改正する法律案		付託した。										
新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のた		付託した。										
めの国の財政上の特別措置に関する法律等の一		付託した。										
部を改正する法律案		付託した。										
納付金に関する法律の一部を改正する法律案		付託した。										
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及		付託した。										
び踏切道改良促進法の一部を改正する法律案		付託した。										
（衆第二二号）可決報告書		付託した。										
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案		付託した。										
（衆第二三号）可決報告書		付託した。										
同日本院は、日本銀行政策委員会委員に梶浦英夫		付託した。										
君を任命することに同意した旨内閣に通知した。		付託した。										
同日本院は、鉄道建設審議会委員に竹田弘太郎		付託した。										
君、山田明吉君、宮崎輝君、藤本一郎君、森本修		付託した。										
君、松沢卓二君、角本良平君及び八十島義之助君		付託した。										
を任命することに同意した旨内閣に通知した。		付託した。										
同日本院は、地方財政審議会委員に知野虎雄君を		付託した。										
任命することに同意した旨内閣に通知した。		付託した。										

昭和五十六年三月三十一日 参議院会議録第十号 議長の報告事項

## 官外号

議院運営委員

辞任

補欠

山中 郁子君 近藤 忠孝君  
栗林 卓司君 井上 計君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事 佐藤 三吾君 (佐藤三吾君の補欠)

同日議員から委員会審査省略要求書を附して次の議案が提出された。

武器輸出問題等に関する決議案 (桧垣徳太郎君  
外入名発議)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方公営交通事業特別措置法案 (細谷治齋君外

六名提出) (衆第二四号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を運輸委員会に付託した。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案  
(閣法第六二三号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

物品税法の一部を改正する法律案 (閣法第五号)  
可決報告書印紙税法の一部を改正する法律案 (閣法第六号)  
可決報告書有価証券取引税法の一部を改正する法律案 (閣  
法第七号) 可決報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。

放送法第三十七條第一項の規定に基づき、承認を求めるの件 (閣承認第一号) 議決報告書

所得税法の一部を改正する法律案 (閣法第一一  
号) 可決報告書法人税法の一部を改正する法律案 (閣法第一二  
号) 可決報告書租税特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法  
第一三号) 可決報告書

昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案 (衆第一三三号) 可決報告書

関税暫定措置法の一部を改正する法律案 (閣法  
第三七号) 可決報告書

昭和五十六年三月三十一日 參議院會議錄第十号

第一回  
明治二十九年三月三十日  
郵便物認可日

(定価  
二〇円)  
発行所  
東京都港区虎ノ門一丁目一番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 二二二二 (大代) 于105